

第2次健康もりやま21  
最終評価報告書

令和5年3月

守山市

<目次>

第1章	この報告書の考え方について	1
1	「第2次健康もりやま21」の策定趣旨と経過	1
(1)	策定趣旨	1
(2)	中間評価の概要	1
2	最終評価の目的と方法	1
(1)	目的	1
(2)	方法	1
(3)	体制	3
第2章	最終評価の結果	4
1	健康寿命の状況	4
2	重点プロジェクトの評価	5
(1)	第2次計画（中間評価後）の主要事業の取組	
	重点プロジェクト1：受診率向上のための取組	5
	重点プロジェクト2：運動・スポーツを通じた健康づくりの取組	12
3	分野別行動計画の評価	15
(1)	生活習慣病	15
(2)	栄養・食生活	23
(3)	身体活動・運動	29
(4)	たばこ	36
(5)	アルコール	42
(6)	歯科と口腔の健康	47
(7)	健康診査	52
(8)	休養・こころの健康	59
(9)	いきがい・ふれあい	66
第3章	総括と今後の方針	72
1	最終評価を踏まえた方針	72
(1)	生活習慣病	72
(2)	栄養・食生活	73
(3)	身体活動・運動	74
(4)	たばこ	75
(5)	アルコール	76
(6)	歯科と口腔の健康	77

(7) 健康診査.....	78
(8) 休養・こころの健康.....	79
(9) いきがい・ふれあい.....	80
2 後継計画の策定の考え方（概念図）.....	81

## 第1章 この報告書の考え方について

### 1 「第2次健康もりやま21」の策定趣旨と経過

#### (1) 策定趣旨

本市では、平成15年3月に市の健康増進計画である「健康もりやま21」を策定し、「学び 話し合い実行する健康づくり」を掲げて、市民主体の健康づくりの取組を進めてきました。

「第2次健康もりやま21」は、その後継となる計画であり、すべての市民がともに支え合いながら希望やいきがいをもち、すこやかに心豊かに生活できることを目指して、各種の事業を進めるため、平成25年3月に策定したものです。

#### (2) 中間評価の概要

「第2次健康もりやま21」の計画期間前半での進捗を確認し、計画の内容を現状に即したものとなるよう見直すとともに、それぞれの取組を引き続き推進していくため、平成30年3月に「第2次健康もりやま21 中間評価」をとりまとめました。

計画後半の重点プロジェクトにおいては、前半の分野別取組で明らかになった課題の中から、「健康診査の推進の強化」、「市民が身近に楽しめるスポーツや運動の推進」に着目し取り組んできました。

### 2 最終評価の目的と方法

#### (1) 目的

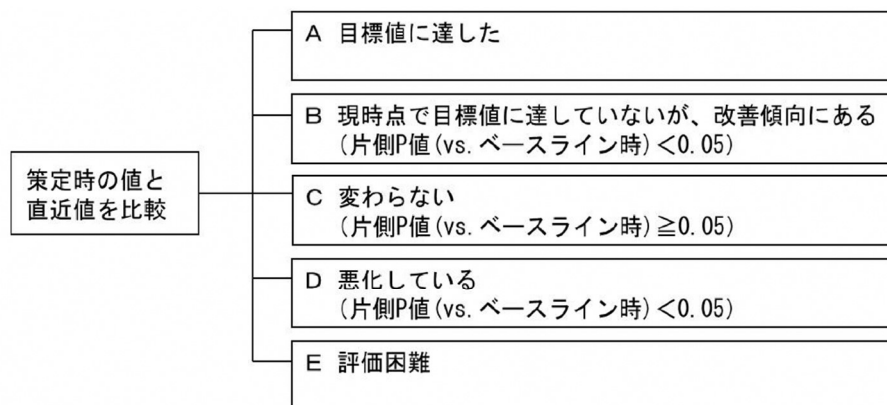
最終評価は、「第2次健康もりやま21」の中間評価を踏まえつつ、主として計画期間後半の進捗・達成を評価することで、後継となる計画策定に向け、課題と基本的な方針を得る目的で行ったものです。

#### (2) 方法

計画した目標値に対する現状値の評価、重点的な取組、基本目標毎の取組の評価を行うとともに、関連する主要統計の分析、最終評価に合わせて実施した市民アンケート調査の分析を踏まえることで、後継となる計画の課題と方針を整理しました。

## ア 目標値に対する現状値の評価

評価方法、基準は「健康日本 21（第二次）最終評価報告書（厚生科学審議会健康日本 21（第二次）推進専門委員会）」に準じて、次の A～E の 5 段階で評価します。



※「B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある」のうち、設定した目標年度までに目標に達しそうなものを「B」、目標達成が危ぶまれるものを「B<sup>\*</sup>」として評価する。（指標の評価に当たっては、直近値がベースライン値と目標値を結んだ線の上か下かで判定する。）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、直近の国民健康・栄養調査等が中止されたことなど、入手できる直近値が令和元（2019）年値である指標が多いことから、国では、令和元（2019）年までの数値で評価しています。

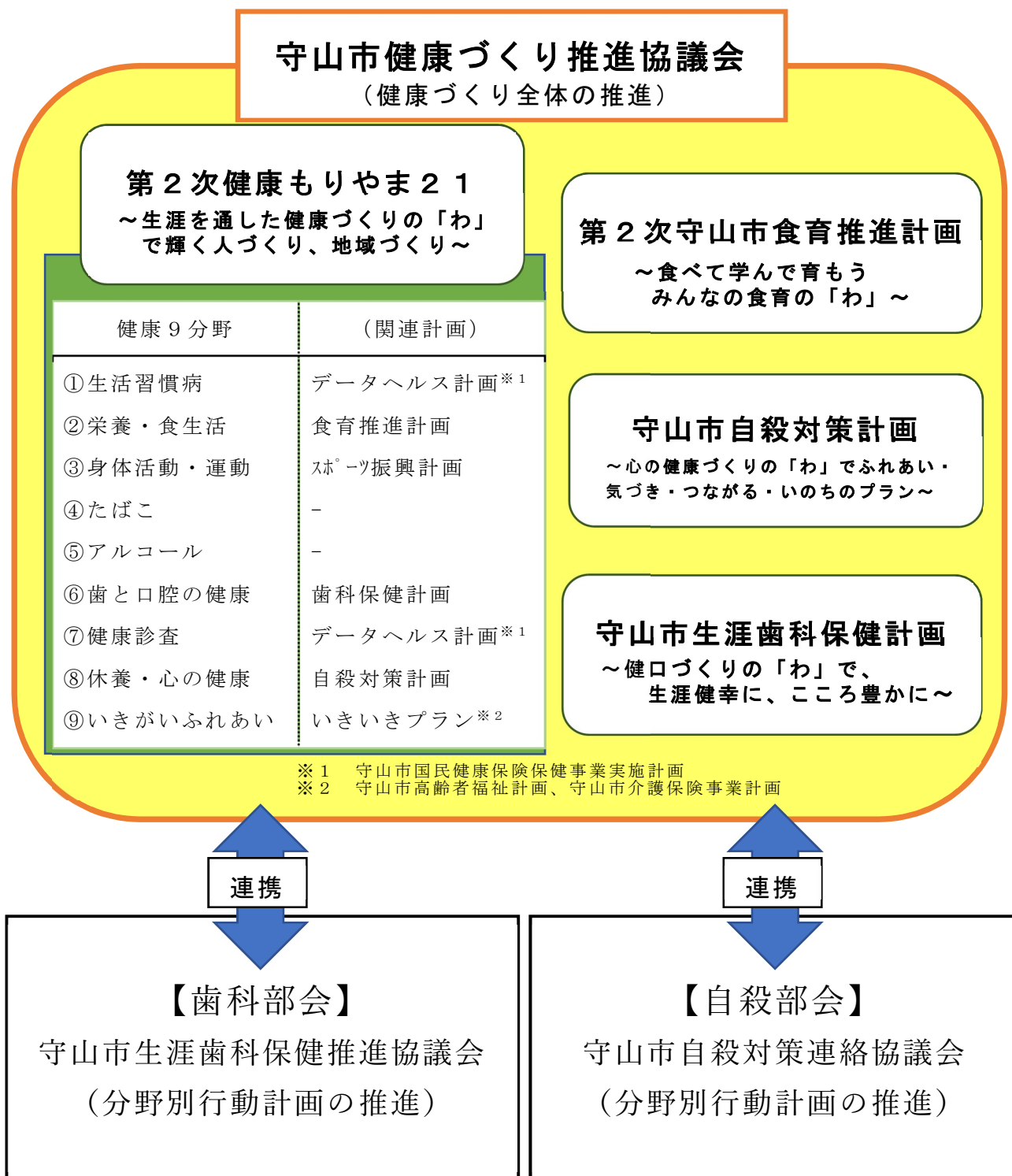
本市では、平成 30 年 3 月に中間評価を実施していることから、令和 3（2021）年値での評価を基本としますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けていると推察されるものについては令和元年値も考慮します。

## イ 重点プロジェクトや健康分野別の取組の成果の評価

重点プロジェクトや健康分野別の取組の推進に関係する庁内関係部署に対して、評価シートを用いて「取組の自己評価」「主な成果」「課題／今後の方針」を把握するとともに、ヒアリング調査を行いました。

### (3) 体制

「第2次健康もりやま21」「第2次守山市食育推進計画」「守山市自殺対策計画」「守山市生涯歯科保健計画」の一体的な進捗管理を行っている庁内関係部署で構成する「守山市健康づくり庁内推進会議」および学識経験者、関係機関・団体等などの健康づくりに関連した分野の代表で構成する「守山市健康づくり推進協議会」で諮り、最終評価のとりまとめを行いました。



## 第2章 最終評価の結果

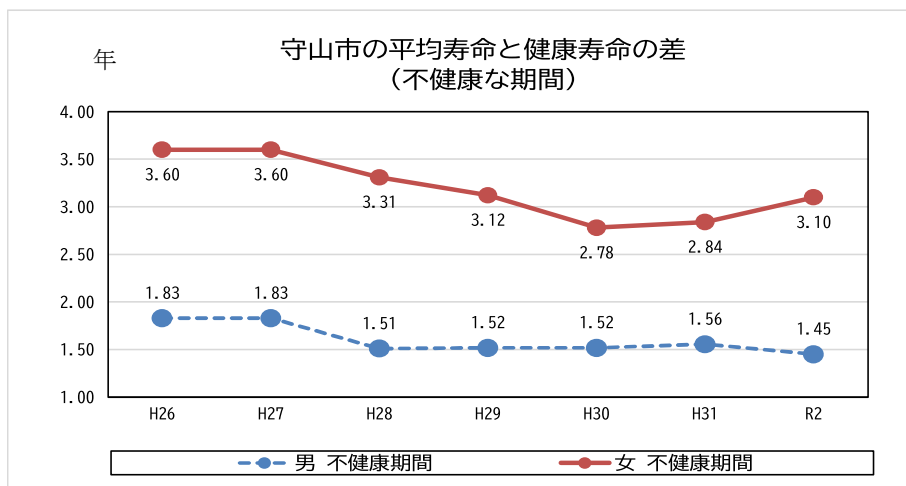
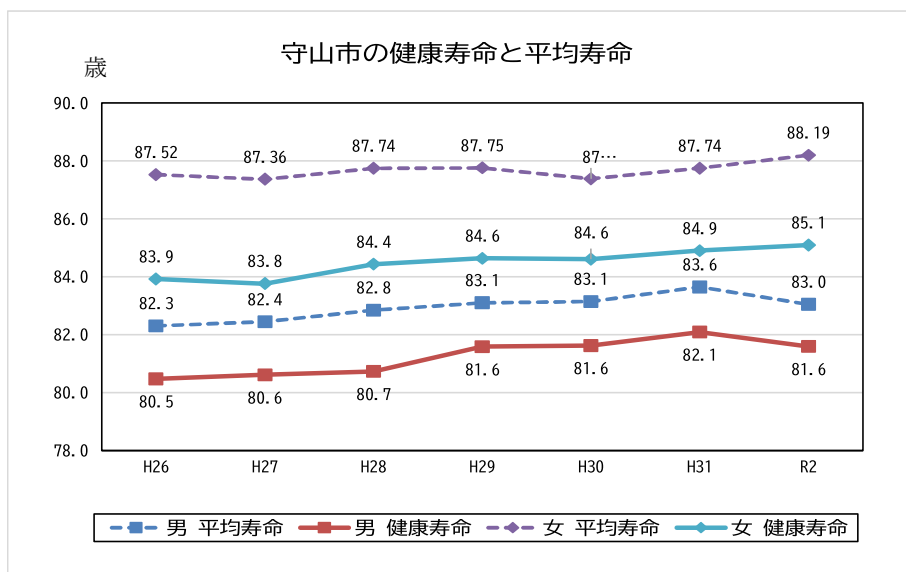
### 1 健康寿命の状況

本計画では「～生涯を通じた健康づくりの「わ」で輝く人づくり、地域づくり～」を基本理念に掲げ、重点プロジェクトをはじめ健康分野別に様々な取組を推進しています。こうした取組の成果を総合的に測る客観的な指標の1つが健康寿命です。

本市の令和2年の健康寿命をみると「男性」が81.6歳、「女性」が85.1歳となっています。男性、女性ともに健康寿命が延伸しています。

「不健康な期間（平均寿命と健康寿命の差）」をみることで、平均寿命の伸び以上に健康寿命が伸びているかが分かります。「男性」は差が縮小傾向にあり、令和2年は1.45歳となっています。「女性」は平成30年までは差が縮小したのに対し、令和2年は差が拡大し、3.10歳となっています。

「女性」は「男性」よりも平均寿命、健康寿命ともに長いものの、「不健康な期間」も長くなっています。



## 2 重点プロジェクトの評価

### (1) 第2次計画（中間評価後）の主要事業の取組

中間評価後の計画の見直しによって、「健康診査の推進と強化」「市民が身近に楽しめるスポーツや運動の推進」に着目して、以下のとおり重点プロジェクトを設定しており、その概要と評価は以下のとおりです。

重点プロジェクト1：受診率向上のための取組
目標：生活習慣病や健（検）診に対する積極的な周知・啓発を行うことで、健（検）診の受診率を上昇させる。

（関連計画） 第2次健康もりやま21（健康診査）  
守山市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

### ●目標値と実績値

		当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R5)
特定健康診査受診率		35.7%	37.9%	41.8%	60.0%
がん検 診受診 率	（胃がん）	4.5%	2.6%	2.9%	50.0%
	（大腸がん）	24.6%	20.3%	17.8%	
	（肺がん※）	-	-	6.7%	
	（子宮頸がん）	33.9%	25.3%	38.1%	
	（乳がん）	21.9%	22.0%	28.2%	

※ 計画の目標としては位置づけていません。

### 参考）市民アンケート結果にみる受診率

		当初実績値 (H23)	直近値 (R4)
健康診査受診率		68.0%	78.7%
がん検 診受診 率	（胃がん）	21.3%	21.9%
	（大腸がん）	20.5%	23.0%
	（肺がん※）	8.7%	11.4%
	（子宮頸がん）	25.7%	35.7%
	（乳がん）	13.6%	37.8%



<評価の総括>

評価	B（現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある）
実績概要	<p><b>ア 特定健康診査受診率向上の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャル・マーケティングの視点から特定健診の受診率向上を図ることとし、ナッジ理論を活用した受診勧奨および実施後の効果検証、効果的なターゲット選定によるアプローチを実施した。</li> <li>・ 治療中患者や健診受診者へのアプローチや事業主との連携、ワクチン接種会場や自治会単位の取組などにおいて、健診の啓発に努めた。</li> </ul> <p><b>イ がん検診受診率向上の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胃がん検診における胃内視鏡検査を開始した。（平成 31 年 4 月から）</li> <li>・ 胃がん検診は、X 線検査については 40 歳以上で毎年、内視鏡検査については 50 歳以上で 2 年に 1 回を受診できる環境とした。</li> <li>・ 検診お知らせはがき（胃・大・肺）の送付や無料クーポン券（子宮・乳）の送付などの個別勧奨、動画等を用いた啓発を行い、がん検診受診率向上に努めた。</li> </ul>
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健（検）診受診率向上のため、個別勧奨の強化や無料クーポン券の配布、性別・年齢に応じた健（検）診の啓発を行うことにより、一部健（検）診を除き、概ね受診率の向上を図ることができた。</li> <li>・ しかしながら、目標値には達していないため、生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療に向け、受診率の向上に向けた取組が必要である。</li> <li>・ 特に、子宮頸がん、乳がんとも無料クーポンの利用率が低いため、若い女性の健康や健（検）診への関心を高める取組が必要である。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防、がん、とりわけ子宮頸がん、乳がんの早期発見・早期治療のため、健（検）診受診率の向上に資するよう、はがきの送付時期や掲載内容等の見直し、年齢や性別など属性に合わせた効果的な勧奨媒体（例：SNS、はがき、電話など）や、ナッジ理論を活用した個別勧奨等を強化する。</li> </ul>

<取組の詳細>

ア 特定健康診査受診率向上の取組

(ア) 特定健康診査個別受診勧奨事業

特定健診の受診履歴、結果、問診票のデータ等を元に効率的・効果的な受診勧奨を行うため、ソーシャル・マーケティングの視点を踏まえたデータ分析を行い、本市または他市におけるこれまでの実績をもとに受診勧奨を実施しました。

<特定健診の受診勧奨はがき>



■ 個別受診勧奨実績

	H30 年度 【導入初年度】	H31 (R 元) 年 度	R 2 年度	R 3 年度
発送数	14,997 件	10,945 件	10,000 件	10,000 件
発送月	8、11 月	7、10、1 月	9、1 月	9、1 月
費用	4,148 千円	4,083 千円	4,157 千円	4,158 千円
特定健診の 受診者 数と受 診率 伸び率	4,504 人/10,399 人 43.3%	4,396 人/10,155 人 43.3%	4,173 人/10,154 人 41.1%	4,153 人/9,930 人 41.8%
	4.9%	0%	-2.2%	0.4%
成果	導入初年度で 40% を初めて 超え、受診率が 向上した。	導入年度と 同 じ 受 診 率 を 保 つ こと が でき た。	新型 コロナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 流 行 に よ り、 県 内 の 受 診 率 が 下 が る 中、 減 少 率 (-2.2%) は、 県 内 2 番 目 の 低 さ で あ っ た。	新型 コロナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 流 行 に よ る 受 診 控 え が あ っ た が、 前 年 度 を 上 回 る 受 診 率 で あ っ た。 し か し な が ら、 コ ロ ナ 禍 前 の 水 準 に は 回 復 す る こ と は でき な っ た。
考察 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の受診履歴より対象者を 7 つに分類し、それぞれにナッジ理論を活用した効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率向上(維持)を図ることができたと考えられる。</li> <li>一方で受診率は伸び悩んでおり、これまで以上に行動変容につながるような勧奨方法(時期、資材等)の再考は必要である。</li> </ul>			

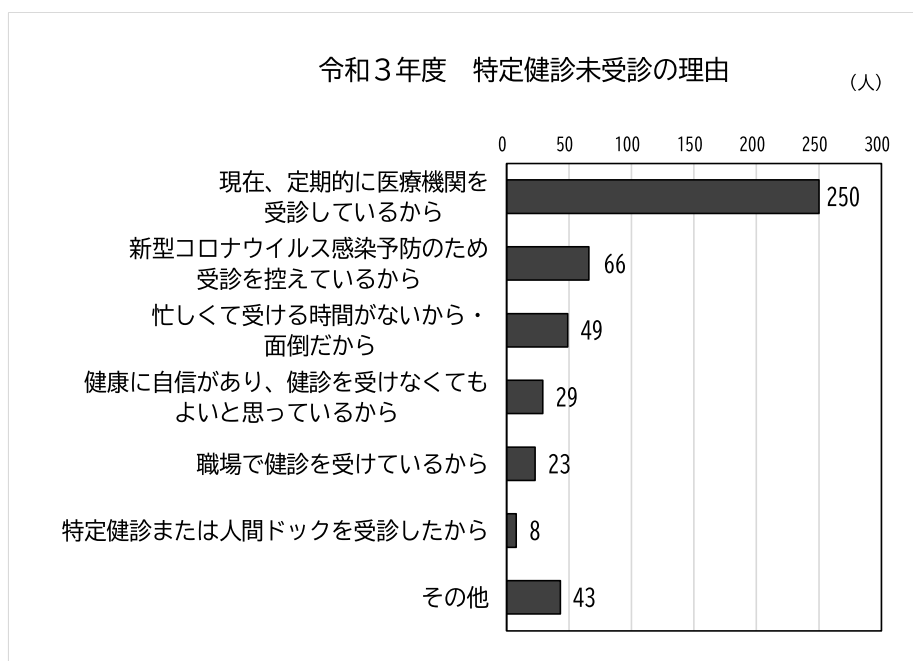
#### (イ) 未受診アンケートの実施

平成 31 年度までは、特定健康診査受診券にアンケートを同封し、特定健康診査対象者全員に送付をしていましたが、令和 2 年度からは特定健康診査未受診者への単独でのアンケート送付としました。

アンケート結果より、未受診理由（医療管理中、事業主健診済、健康に自信がある等）を把握し、事業主健診受診者へは結果提供を依頼する等しました。

#### ■未受診アンケートの実施

	H30 年度	H31（R 元）年度	R 2 年度	R 3 年度
発送数	11,675 通	11,324 通	2,554 通	2,600 通
発送月	5 月（特定健診受診券発送時に同封）		12 月	2 月
回収数	1,374 件	1,551 件	441 件	414 件
回収率	11.8%	13.7%	17.3%	15.9%



#### (ウ) 治療中患者情報提供票の活用

特定健康診査未受診者のうち、生活習慣病等で治療中の方に治療中患者情報提供票を送付し、医療機関への提出を勧奨しました。

#### ■治療中患者情報の提供

	H30 年度	H31（R 元）年度	R 2 年度	R 3 年度
件数	12 件	31 件	47 件	37 件

(エ) 事業主健診の結果把握

商工会議所での健診受診者や未受診者アンケート結果、過去受診履歴を確認するなか、事業主健診の結果提供依頼を行いました。

■ 事業主健診結果の提供

	H30 年度	H31 (R 元) 年度	R 2 年度	R 3 年度
件数	65 件	65 件	68 件	54 件

(オ) その他の啓発

○ コロナワクチン接種会場や自治会回覧による啓発

新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場では健診啓発動画やチラシ配布、自治会回覧において、健診の啓発を行いました。

○ 「わ」で輝く自治会応援報償事業との連携

「わ」で輝く自治会応援報償事業(健康づくり、生きがいづくり)により、出前講座やチラシ、広報などを用いて、健診の受診率向上への取組やその他健康づくりに資する取組を推進しました。

■ 「わ」で輝く自治会応援報償事業における取組

	H30 年度	H31 (R 元) 年度	R 2 年度	R 3 年度
自治会数	59 自治会	65 自治会	65 自治会	62 自治会

< 事業主健診の結果提供依頼 >

職場(事業所・作業所など)で事業主健診を受診される皆様へ

### 健診結果ご提出のお願い

守山市国民健康保険加入の方は、職場(事業所・作業所など)で健診を受けた場合も特定健康診査・特定保健指導の対象です。

健診結果を提出していただく、結果に応じて様々なサービスが受けられます!

健診結果をすこやか生活課までご提出いただくことで、健診結果について、保健師や管理栄養士による特定保健指導・運動教室などの生活習慣病の予防を目的とした保健事業をご案内させていただきます。健診結果を早くして生活課へ取り戻しましょう。

#### 健診結果ご提出の流れ

- ① 職場で健診を受ける(令和4年4月~令和5年3月末の期間)
- ② 健診結果を受け取ったら、健診結果をコピーする
- ③ 裏面の「特定健康診査問診票」を記入する
- ④ 「健診結果のコピー」と記入した「特定健康診査問診票」をすこやか生活課へ提出する(郵送可)

※健診結果のコピーをすこやか生活課までお持ちいただき、その場で問診票を記入していただくこともできます。

~守山商工会議所で行われる事業主健診を受診される人へ~  
まずは、すこやか生活課(581-0201)までご連絡ください。  
「問診票」と「返信用封筒」をお渡しさせていただきます。

※個人情報の取扱いについて:ご提出いただいた情報(健診結果等)は使用するため、適切に取り扱います。

お問い合わせ: 守山市健康福祉部 すこやか生活課  
〒524-0013 守山市下之橋三丁目2番5号  
電話 581-0201

< 新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場での啓発チラシ >

あなたの健康を守る

## 健康診査

見た目だけでは体は異常は

あなたほどの健診?

18歳以上 39歳以下の人	40歳以上74歳以下の人	75歳以上の人
学校・職場などで健康診査を受ける機会のない、加入している医療保険の種類は問いません。	守山市国民健康保険に加入している人	守山市国民健康保険以外に加入している人 ご加入の保険者が未加入の特定健康診査を希望ください。
後期高齢者医療制度に加入している人 対象者は条件があります。		
<b>39歳以下健診</b> (自己負担1,500円)	<b>特定健康診査: 無料</b> 約9,000円相当の検査内容	<b>75歳以上健診: 無料</b> 約8,500円相当の検査内容

お問い合わせ: 守山市健康福祉部すこやか生活課 電話581-0201

## ア がん検診受診率向上の取組

### (ア) 胃内視鏡検査の導入

平成 30 年度に胃がん検診検討委員会を立ち上げ、胃内視鏡検診の実施に向けた検討を始め、平成 31 年度から、これまで実施をしていた胃の X 線検査に加えて、胃内視鏡検査を開始しました。これにより、胃がんの受診率は上昇しています。

#### ■ 胃内視鏡検査の導入と拡充

	H31 (R 元) 年度	R 2 年度	R 3 年度
対象者	50 歳以上の市民 (検診受診は 2 年に 1 回)		
期間	平成 31 年 4 月から 令和 2 年 3 月まで	令和 2 年 4 月から 令和 3 年 3 月まで	令和 3 年 4 月から 令和 4 年 3 月まで
実施医療機関	済生会守山市民病院 徳林クリニック	済生会守山市民病院 徳林クリニック	済生会守山市民病院 徳林クリニック ひろたに医院 ヤザマ内科医院
受診者数	277 人	273 人	516 人
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診運営委員会において、検診の精度管理。</li> <li>2 医療機関で検診実施。</li> <li>自院で 2 次読影ができない医療機関での導入方法の検討など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>検診受診機会の確保・受診率向上を目的に、実施医療機関を 4 医療機関に拡大。</li> </ul>

### (イ) お知らせはがき、無料クーポンなどによる個別勧奨の実施

検診対象者の方にお知らせはがきの送付や無料クーポン券 (子宮頸がん : 20 歳、乳がん : 40 歳) を配布し、また、未利用者に対して再通知はがきを送付して、検診の受診啓発を行いました。こうした取組により、子宮頸がん、乳がんなどの受診率は県内でも上位となっています。

#### ■ 個別勧奨の取組

	H30 年度	H31 (R 元) 年度	R 2 年度	R 3 年度
胃/大/肺がんお知らせはがき	5,832 人	21,425 人	21,281 人	21,679 人
子宮頸がんクーポン	414 人 (8.7%)	403 人 (8.2%)	487 人 (14.8%)	449 人 (12.0%)
乳がんクーポン	692 人 (24.3%)	635 人 (22.7%)	642 人 (24.5%)	648 人 (20.4%)
胃がん再勧奨 (送付対象者)	—	2,635 人 (40・50 歳未受診者)	2,892 人 (40・50 歳未受診者と 51~69 歳の過去 5 年以内受診者)	1,378 人 (過去 4 年以内未受診者で前年度内視鏡未受診者)

上段 : 配布数、下段 : 利用率

(ウ) がん患者のアピアランス支援事業(R4～)

がんの治療により外見上の変化が生じた方が、就学・就労などの社会生活を継続できるよう、補整具の購入費用を助成しました。令和4年度の申請者数は19人(R4年12月末時点)となっています。

＜アピアランス支援事業のチラシ＞

**守山市がん患者のアピアランスケア支援事業のご案内**

守山市では、がんの治療により外見上の変化が生じた方に對して補整具の購入費用を助成することで、就学・就労などの社会生活を継続できる支援を行います。

**助成を受けることができる方**

- ・申請日時点で守山市に住民票がある方
- ・がんと診断され、乳がんや治療などの脱毛症状の副作用を伴う治療、または乳期切除によるがん治療を受けているおよび予定に受けたい方
- ・申請を行う補整具について、確かに同様の取崩金、補助金等を受給していない方

**助成対象**

助成の対象となるのは、購入日から1年以内に申請した、以下の購入費用です。(ただし令和4年4月1日以前に購入した方が対象です。)

(1)ウィッグまたは帽子等(手作りのされた場合の材料費は含まない)

(2)乳房補正罩または人工乳房(これらを指定する下着を含む)

**助成金額**

助成対象(1)(2)のそれぞれにつき上乗し10,000円まで(購入額の合計が10,000円を超えない場合は、申請時に購入した金額の手戻差額を超過した額)

※助成の交付は、助成対象1種につき1回限りです。(2)については、左右それぞれにつき上乗し10,000円まで助成

**申請先・問い合わせ先**

〒624-0013 守山市下之郷三丁目2番5号 電話077-581-0201  
守山市福祉保健センター(すこやかセンター) FAX077-581-1626  
守山市すこやか生活課

(エ) その他、検診の啓発

毎年10月の「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」や「乳がん啓発「ピンクリボン」月間」に合わせた市広報・HPによる啓発を行うとともに、SNS(YouTube、Instagram)を活用した動画広告による啓発を行いました。

また、守山市国民健康保険特定健康診査対象者へ市健(検)診お知らせはがきを送付し、受診勧奨を行っています。

＜市健(検)診お知らせはがき＞

**令和4年度に以下の検(健)診を受けることができます!**

【対象の有無】欄に【○】が表示されている検(健)診について受診できます。

対象の有無	型別料	検査方法	実施医療機関	予約日時
胃がん検診	2,000円 (12,000円以内の負担)	胃がん検診検査(シロリン酸法)	野洲市民健康センター 電話52-5155	( )
大腸がん検診	3,400円 (15,000円以内の負担)	院内検診検査(鏡検カプセル)の検診	・野洲クリニック 電話514-3811 ・ひなたに病院 電話581-3636 ・キヤマ内科病院 電話582-3077 ・総合市民健康センター 電話582-5155 ・総合市民健康センター 電話552-9806	実施期間 3月31日まで
肺がん検診	1,000円 (※55歳以上・喫煙者 (5,000円以内の負担)	胸部X線検査	野洲市民健康センター 電話52-5155 総合市民健康センター 電話552-9806	( ) 実施期間 3月31日まで
大動脈疾患検診	無料 (5,000円以内の負担)	頸動脈超音波検査	野洲一病	( ) 実施期間 2月28日まで
子宮頸がん検診	1,500円 (※300円以内の負担)	検診検査(HPV検診)	野洲一病 野洲・草津・家原市内の実施医療機関	( ) 実施期間 2月28日まで
乳がん検診	40歳代:2,000円 (10,000円以内の負担) 50歳代以上:1,200円 (7,000円以内の負担)	マンモグラフィ検査(2検診に1回)	野洲市民健康センター 電話52-5155 ※市内の実施医療機関	( ) 実施期間 3月31日まで
骨粗しょう症検診	1,300円 (7,000円以内の負担)	骨密度検査	総合市民健康センター 電話52-5155	( ) 実施期間 2月28日まで
特定健診	無料 (※9,000円以内の負担)	問診・身体計測、血圧測定、血糖検査、尿検査	野洲一病 野洲・草津・家原市内の実施医療機関	( ) 実施期間 2月28日まで
すこやか検診	1,000円 (5,000円以内の負担)	口腔内診査(検歯検・歯周病検)の有無の検診	・守山・野洲・草津・家原市内の実施医療機関 ※市内の実施医療機関 ※市内の実施医療機関	( ) 実施期間 3月31日まで

※1 検(健)診の対象者については、令和5年3月31日時点の住民票を参照してください。

※2 歯周病検診・歯周病の検査がある場合は、検(健)診の対象者となり検診が行われます。詳細については、すこやかセンターホームページまたはホームページで確認ください。

※3 3年連続で市民健康検診を受診し、受診日の10日前までにすこやか生活課へ申し込むことで受診料が無料になります。

**検診は受けるべき理由があります**

初期のがん等は自覚症状がないことがほとんどです。検診を受けて、病気を早期発見・早期治療しましょう。

**40歳代の方**

40歳代からがんが増えはじまります。等しいがんの発生率を比べると、最近増加している胃がんや大腸がんを早期発見することが大切です。

**50歳代の方**

50歳代を過ぎると「がん年齢」。発症率が急激に増え、検診を受けることが大切です。男性：胃がんの発症率は50歳代からです。特に喫煙者の方が多いです。女性：乳がんの発症率は50歳代からです。50歳代女性の5大がん(胃・肺・大腸・子宮・乳)による死因順位は1位が乳がん、2位が大腸がんです。

**60歳代以上の方**

60歳代を過ぎるとがんになる人は増えます。「20代が若い」と検診に行かない方が少なくありません。男性：毎年、約15万人の60歳代男性ががんになっています。定期的に行う検診を受け、病気を早期発見・早期治療しましょう。女性：大腸がんは女性のがん死で2位に上昇し、がん発症率1位です。

**タバコを吸う方**

喫煙者は非喫煙者に比べて、発症率が約4倍、女性でも約2倍に達することがあります。喫煙者にも発症するがんの種類が増えるだけでなく、喫煙者にも発症するがんにもなりやすくなる可能性があります。また、自身はタバコを吸わなくても、喫煙者のそばにいらると発症率が高くなる方も増えています。

**コロナ禍でもがんは待ってけません**

コロナ禍でもがん検診受診率が減少し、がん発症率が減少しています。特にがんの検診・治療を受けた件数も減っています。コロナ禍が過ぎるのを待ってからの受診では、がんが進行してしまっている方も増えています。がん検診は不断不怠ではありません。コロナ禍でも定期的な受診が必要ですよ。

重点プロジェクト2：運動・スポーツを通じた健康づくりの取組

目標： 気軽に運動を始めることができる機会を提供し、運動を通じた健康づくりの「わ」を広げる。

(関連計画) 第2次健康もりやま21(身体活動・運動)  
守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)

●目標値と実績値

		当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R5)
運動習慣者の割合の増加 (市民アンケート)	20～64歳	男性 46.8% 女性 33.9%	-	男性 52.6% 女性 43.9%	50%
	65～69歳	男性 54.3% 女性 46.7%	男性 48.3% 女性 42.6%	男性 30.0% 女性 58.8%	
	全体	38.9%	-	50.4%	

※ 直近値の「運動習慣者の割合」は「ほぼ毎日」「週に2～3回」「週に1回程度」運動をしていると回答した人。

<評価の総括>

評価	A(目標値に達した)
実績概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人々が気軽に・楽しく運動に取り組むきっかけとなるよう、バーチャル中山道の踏破をめざす「みんなで健康200日チャレンジ!」を実施した。令和3年度からは、事業趣旨を引き継ぐかたちでスマートフォン向けアプリBIWA-TEKUの運用を開始した。</li> <li>市民スポーツイベントの開催や、ユニバーサルスポーツ等の普及を図った。</li> <li>高齢者の運動機能の維持・向上や自転車利用の促進を図った。</li> </ul>
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりの推進や生活習慣病の予防のために、気軽に運動を始めることができる機会の提供(BIWA-TEKU、市民スポーツイベント等)を行うことにより、運動習慣者の割合が増加するなど、一定の成果が得られた。</li> <li>しかしながら一方で、運動やスポーツを実施している人の割合は65～69歳の男性で30.0%に低下し、コロナ禍による外出控えなどが影響していると推察されるため、引き続き運動・スポーツを通じた健康づくりの取組が必要である。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動習慣の定着や生活習慣病の予防のため、引き続き気軽に運動を始めて継続していけるよう、BIWA-TEKUや市民スポーツイベントなどの普及啓発・実施と、あわせて参加の促進を図っていく。</li> </ul>

## <取組の詳細>

### ア みんなで健康チャレンジ！事業・（スマートフォン向けアプリ）BIWA-TEKUの推進

平成 28 年度から実施した「みんなで健康 100 日チャレンジ！」、平成 30 年度から令和元年度までは「みんなで健康 200 日チャレンジ！」として実施期間を延長し、運動習慣づくりを推進しました。令和 3 年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会が減少するなか、気軽に身近に取り組むことができるスマートフォン向けアプリ BIWA-TEKU の運用を開始しました。

	H30 年度	H31 (R 元) 年度	R 2 年度	R 3 年度
参加者数	610 人 (200 チャレ)	800 人 (200 チャレ)	パンフレット版の 配布のみ	1,267 人 (BIWA-TEKU)

### イ 市民スポーツイベントの開催

年間を通して市主催のスポーツイベントを開催し、参加の働きかけ、スポーツ実施率の向上を図っています。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や規模縮小を余儀なくされました。

	H30 年度	H31 (R 元) 年度	R 2 年度	R 3 年度
市民歩こう会	168 人	167 人	中止	70 人
スポーツフェスティバルもりやま	交流戦参加者 約 1,500 人 スポーツ体験ラリー 約 600 人	交流戦参加者 約 500 人 スポーツ体験ラリー 約 350 人	中止	267 人
成人祝賀駅伝大会	約 1,300 人	約 1,300 人	約 230 人	約 400 人

### ウ ユニバーサルスポーツ事業の推進

誰もが気軽にできるニュースポーツやユニバーサルスポーツの普及に取り組みました。

	H30 年度	H31 (R 元) 年度	R 2 年度	R 3 年度
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゴールボール 4 か国合同合宿および国際強化試合」を滋賀県で開催。日本初の試合生中継が実現した。</li> <li>スポーツ体験ラリーでユニバーサルスポーツを体験してもらえた。</li> <li>イオンモール草津でホストタウン事業やユニバーサルスポーツを P R した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ体験ラリーでユニバーサルスポーツを体験してもらえた。</li> <li>市内小中学校等へユニバーサルスポーツの講師派遣を行った。</li> <li>イオンモール草津でホストタウン事業やユニバーサルスポーツを P R した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小中学校等へユニバーサルスポーツの講師派遣を行った。</li> <li>市内小学生とトルコ代表のゴールボール選手とのオンライン交流を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小中学校等へユニバーサルスポーツの講師派遣を行った。</li> <li>パラリンピックのトルコ代表（ゴールボール、視覚障害者柔道）の事前合宿の受け入れを実施した。</li> </ul>



## エ 高齢者の運動機能の維持・向上

運動機能の維持・向上を目的とした幅広いテーマで出前講座を実施するとともに、「守山健康のび体操」「守山百歳体操教室自主グループ」を対象として体力測定を行い、その結果をもとに理学療法士、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等から介護予防についての講義を行いました。

## オ 自転車利用の促進

自転車利用の促進のため、購入補助を実施するとともに、市民団体と連携したスタンプラリーのイベントを開催しました。感染症対策を行いながら、令和3年度には500人の方にご参加いただきました。

	H30年度	H31（R元）年度	R2年度	R3年度
自転車購入補助金	219台	211台	216台	212台
モリイチスタンプラリー	460人	500人	502人	500人

### 3 分野別行動計画の評価

#### (1) 生活習慣病

##### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民の生活習慣病の予防に関する取組を進めていきます。

<b>基本方向</b>	生活習慣病についての啓発、予防や健康管理に関する情報提供などを進めます。
-------------	--------------------------------------

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 生活習慣病に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子保健事業・母子保健相談指導事等</li> <li>● 健康相談事業</li> <li>● 子どもと保護者に対する啓発</li> <li>● 障害のある人への啓発</li> <li>● 地域団体や関係機関等と連携</li> <li>● 市広報等の活用</li> <li>● 生活保護受給世帯への生活指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康寿命の延伸(日常生活に制限のない期間の平均の延伸)</li> <li>○ がんによる死亡者の減少</li> <li>○ 脳血管疾患・虚血性心疾患による死亡者の減少</li> <li>○ 高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)</li> <li>○ 脂質異常症の減少</li> <li>○ メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少</li> <li>○ 糖尿病有病者の増加の抑制</li> <li>○ 糖尿病治療継続者の割合の増加</li> <li>○ 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少</li> <li>○ 介護保険サービス利用者の増加の抑制</li> <li>○ 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上</li> </ul>
② 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すこやかまちづくり行動戦略の推進</li> <li>● 「しがの健康づくりサポーター」の拡大</li> <li>● 「みんなで健康 200 日チャレンジ! 事業」の推進</li> <li>● 健康推進員の養成と活動支援</li> <li>● 自治会応援報償事業</li> <li>● 健康に関する団体や自主グループの活動継続・拡大の支援</li> <li>● 健康づくりをテーマとした講演会等の開催</li> </ul>	
③ 高齢者の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の健康づくり活動事例の把握と紹介</li> <li>● 高齢者の健康づくりと介護予防についての啓発</li> <li>● 介護予防教室の開催や相談支援</li> </ul>	
④ 障害のある人の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人・保護者等に対する啓発等</li> <li>● 障害者施設における健康教室等の実施</li> </ul>	
⑤ 市民の健康状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりに関する各種統計や健診結果等の活用</li> </ul>	

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が8個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が2個、「変わらない（C）」が5個、「悪化している（D）」が5個、「評価困難（E）」が1個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
健康寿命（男性）※1	79.1 歳 2 位 (H17)	80.5 歳 3 位 (H22)	80.6 歳 4 位 (H27)	1 位	D
健康寿命（女性）※1	82.9 歳 18 位 (H17)	83.9 歳 12 位 (H22)	83.8 歳 13 位 (H27)	1 位	D
がんによる死亡者数 ※2	145 人 (H22)	170 人	172 人 (R2)	現状より減少	D
悪性新生物 標準化死亡比（男性） ※1	95.5 (H12～21)	92.4 (H17～26)	91.4 (H22～R1)	現状維持	A
悪性新生物 標準化死亡比（女性） ※1	93.1 (H12～21)	94.0 (H17～26)	96.8 (H22～R1)	現状維持	A
脳血管疾患 標準化死亡比（男性） ※1	78.0 (H12～21)	74.7 (H17～26)	79.6 (H22～R1)	現状維持	A
脳血管疾患 標準化死亡比（女性） ※1	83.5 (H12～21)	82.0 (H17～26)	90.4 (H22～R1)	現状維持	A
虚血性心疾患 標準化死亡比（男性） ※1	57.0 (H12～21)	59.9 (H17～26)	75.8 (H22～R1)	現状維持	C
虚血性心疾患 標準化死亡比（女性） ※1	66.5 (H12～21)	58.7 (H17～26)	69.2 (H22～R1)	現状維持	A
最高血圧の平均値 （男性）※3	130.4 mmHg	129 mmHg	129.8 mmHg	127 mmHg	C
最高血圧の平均値 （女性）※3	128.3 mmHg	127 mmHg	128.1 mmHg	125 mmHg	C
LDL コレステロール 160mg/dl 以上の者の割合（男性） ※3	9.9 %	9.4 %	7.7 %	7.4 %	B
LDL コレステロール 160mg/dl 以上の者の割合（女性） ※3	12.3 %	15.4 %	12.2 %	9.2 %	C
メタボリックシンドロームの該当者の割合 ※3	17.1 %	17.9 %	19.3 %	15.8 %	D
メタボリックシンドロームの予備群の割合 ※3	9.9 %	10.3 %	10.2 %	9.0 %	C
HbA1c6.5%（NGSP 値）以上の者のうち治療中と回答した者の割合 ※3	47.1 %	45.5 %	53.3 %	57.0 %	B

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
糖尿病治療薬内服中の者の割合 ※3	6.4 %	6.5 %	8.6 %	現状維持	D
HbA1c6.5% (NGSP 値) 以上の者の割合 ※3	10.6 %	8.5 %	10.7 %	現状維持	A
HbA1c8.4%(NGSP 値)以上の者の割合 ※3	1.0 %	0.6 %	0.7 %	1.0 %	A
介護保険認定率 ※4	16.7 %	16.7 %	16.5 (R2) %	16.7 %	A
認知機能低下ハイリスク高齢者の発見率の向上 ※5	10.1 %	-	-	10.0 現状維持 %	E

※1：滋賀県健康づくり支援集、※2：南部健康福祉事務所事業年報、※3：特定健康診査

※4：介護保険事業状況報告、※5：介護予防事業実施状況調査(基本チェックリスト)

## ウ 行政の取組

### (ア) 生活習慣病に関する啓発の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
母子保健事業・母子保健相談指導事等	母子保健事業（プレママサロン・すくすく健康相談・赤ちゃんサロン・カンガルー教室・よちよちサロン）や母子保健相談指導事業（妊産婦・新生児訪問）等の支援を通じて、正しい生活習慣の確立に関する啓発を推進します。	母子保健事業や母子保健相談指導事業において、参加者のニーズに合わせ、一人でも多くの方に参加して頂けるよう手法を工夫しながら事業を推進している。概ね予定通りに事業を推進し、母子に対し、保健師・管理栄養士による対面での生活習慣病の啓発を実施しています。	A	すこやか生活課
健康相談事業	乳幼児から高齢者まで、保健師や栄養士、歯科衛生士等による健康相談事業を実施します。	健康相談事業において、参加者のニーズに応じた事業展開をしています。測定会と相談会の別日開催や一回の来所で多職種に相談ができる相談会を実施しています。	A	すこやか生活課
子どもと保護者に対する啓発	乳幼児期からの規則正しい生活習慣の確立をめざし、子どもと保護者に対する啓発を推進します。	毎月発行する保健だよりや給食だよりを通じて、園児と保護者に対する啓発を行っています。	A	保育幼稚園課
障害のある人への啓発	障害のある人の生活習慣病を予防するため、本人・保護者等に対する啓発を行うとともに、食生活や運動等総合的な支援を推進します。	自立支援協議会等で事業の案内を行う等、障害のある人が食生活の改善等に取り組むきっかけ作りに取り組んでいます。	C	障害福祉課
		障害のある人が健康に不安のある時や生活習慣の改善が必要な際に、相談や指導を受けられる体制を整え、本人・保護者等に対して食生活や運動等の総合的な支援を行っています。	B	すこやか生活課
地域団体や関係機関等と連携	地域団体や関係機関等と連携し、ライフステージに応じた生活習慣病に関する啓発を推進します。商工会議所等の関係機関と連携し、わかりやすい情報提供の充実を図ります。	守山市健康推進員連絡協議会や滋賀県栄養士会などの関係機関・関係団体と連携し、ライフステージに応じた生活習慣病に関する啓発を行っています。	A	すこやか生活課
市広報等の活用	市広報をはじめ、各種団体等の機関誌を活用するなど、啓発内容の工夫を図ります。	市の管理する媒体においては、年間を通じて様々な記事を掲載し、啓発の機会を持っています。	B	すこやか生活課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
生活保護受給世帯への生活指導等	生活保護受給者世帯(者)に対し、適正・適切な医療扶助、介護扶助等の実施に努めます。また、規則正しい生活習慣や健康管理のための生活指導を行います。	ケースワーカーや保健指導員による生活指導、訪問・相談・受診同行・指導等を行い、生活習慣病の予防や重症化予防のための取組を実施しています。	A	健康福祉政策課

(イ) 健康づくりの推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
すこやかまちづくり行動戦略の推進	すこやかまちづくり行動戦略の3本柱「学んで知る健康」「つくる健康」「みんなで広げる健康」に基づき、関係機関・団体および庁内関係課と連携し推進します。	令和2年度までは、「すこやかまちづくり行動戦略等庁内推進協議会」「すこやかまちづくり行動戦略等市民推進会議」、令和3年度からは「守山市健康づくり推進庁内会議」「守山市健康づくり推進協議会」を開催し、関係機関・団体および庁内関係課と連携しています。	A	すこやか生活課
「しがの健康づくりサポーター」の拡大	県(保健所)と連携しながら、企業・団体・店舗などに働きかけ、「しがの健康づくりサポーター」の拡大を図っていきます。	県から提供される「しがの健康づくりサポーター」のチラシを、すこやかセンターや本庁などに配架し、啓発を行っています。	B	すこやか生活課
「みんなで健康200日チャレンジ!事業」の推進	市民の健康づくりの取組への動機づけと定着化支援のため、「みんなで健康200日チャレンジ!事業」の推進を図ります。	平成28年度から平成29年度まで、「みんなで健康100日チャレンジ!」を実施し、平成30年度から令和元年度までは、「みんなで健康200日チャレンジ!」として、実施期間を延長し、運動づくりの推進を実施しました。令和3年度からは、スマートフォン向けアプリ「BIWA-TEKU」の運用を開始し、運動機会の提供を行っています。	A	すこやか生活課
健康推進員を養成と活動支援	地域での健康づくりを組織的に推進するため、健康推進員を養成し、活動を支援します。また、健康推進員の取組を広く紹介していきます。	健康推進員養成講座を毎年開講し、新たな健康推進員を養成しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行やライフスタイルの変化等を踏まえ、一部講座でWEB配信を行い、受講者の利便性の向上に努めています。	B	すこやか生活課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
自治会応援報償事業	「わ」で輝く自治会応援報償事業を継続し、地域での取組や活動等を支援します。また、未実施の自治会などへ取組の促進を図るため、取組事例を紹介するなどして活用を促していきます。	「わ」で輝く自治会応援報償事業にて健康メニューを続けて実施することができ、自治会において、このメニューを活用した受診率向上の取組や介護予防に資する取組等の実施につなげています。	B	市民協働課
		「わ」で輝く自治会応援報償事業において、「健康」の項目を設け、「健(検)診受診率向上への取組」を必須項目と設定し、自治会内での啓発を実施してもらうように努めました。その他、「健康づくりに資する事業の実施」の項目では、健康教室の開催、BIWA-TEKUの啓発等を行っています。	A	すこやか生活課
健康に関する団体や自主グループの活動継続・拡大の支援	健康に関する団体や自主グループの活動の継続および拡大を支援します。	健康に関する団体・自主グループを対象に、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する勉強会を毎年継続的に行っていきます。	B	すこやか生活課
健康づくりをテーマとした講演会等の開催	すこやかまちづくり行動戦略の「学んで知る健康」の一つとして、市民啓発事業として、健康づくりの推進や生活習慣病予防のため、健康づくりをテーマとした講演会等を開催します。	健康づくりや生活習慣病予防、野菜をテーマとしたイベントを開催することで、市民に対し、健康について学び、関心を持ってもらう取組ができています。	B	すこやか生活課
		高齢者の健康づくり・介護予防健について幅広いテーマで出前講座を実施することができた。	A	地域包括支援センター
		令和3年度は、11月23日(祝)に『もりやまふれあいフェア(もりやま地域共生大会)』を開催しました(平成30年度から令和2年度は台風やコロナ禍のため中止)。	C	障害福祉課

(ウ) 高齢者の健康づくりの推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
高齢者の健康づくり活動事例の把握と紹介	他市町や各種団体等が実施する高齢者の健康づくり活動の把握を行い、広報等を通じて活動事例の紹介を行っていきます。	老人クラブの活動を市広報や自治会回覧等を通じて周知しています。生活支援サービス一覧に高齢者の健康づくりに関わる団体等を掲載し、情報発信をしています。	B	長寿政策課
高齢者の健康づくりと介護予防についての啓発	出前講座や学区・自治会等での介護予防講座を通じて、高齢者の健康づくりと介護予防についての啓発・支援等していきます。	高齢者の健康づくり・介護予防について幅広いテーマで出前講座を実施しています。 また、自治会等で健康教育等を行っています。	A	地域包括支援センター
介護予防教室の開催や相談支援	すこやか訪問事業を引き続き実施し、地域の担当保健師等が、地域の特性に応じた介護予防教室の開催や相談支援を行います。	各圏域地域包括支援センターにおける介護予防教室について、地域課題に応じた内容を実施しています。 総合相談について、地区診断等を行いながら、地域に出向いての相談支援等を行っています。	A	地域包括支援センター

(エ) 障害のある人の健康づくりの推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
本人・保護者等に対する啓発等	障害のある人の生活習慣病を予防するため、本人・保護者等に対する啓発を行うとともに、食生活や運動等総合的な支援を推進します。	自立支援協議会等で事業の案内を行う等、障害のある人が生活習慣病予防に興味を持ち食生活の改善等に取り組むきっかけ作りに取り組んでいます。	C	障害福祉課
		障害のある人が健康に不安のある時や生活習慣の改善が必要な際に、相談や指導を受けられる体制を整え、本人・保護者等に対して食生活や運動等総合的な支援を行っています。	B	すこやか生活課
障害者施設における健康教室等の実施	健康管理が十分でなく、メタボリックシンドローム傾向にある知的障害のある人などに対し、保健師・栄養士等を障害者施設に派遣し、健康教室等の実施を通じて健康づくりを推進します。	ケース会議や窓口相談があった際に、保健師等に健康に関する助言や支援を依頼しています。	C	障害福祉課
		依頼のあったケースに対して、個別の健康相談や栄養相談を実施し、健康づくりのための支援を行っています。	B	すこやか生活課



## (オ) 市民の健康状態の把握

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
健康づくりの各種統計や健診結果等の活用	市民の健康状況等を把握するため、健康づくりに関する各種統計や健診結果などを活用します。	市民への啓発チラシや健康教育時に、市や県の状況・市の保健事業の統計結果を活用し、各種啓発を実施しています。	B	すこやか生活課

## エ まとめ

がんによる死亡者数は増加し「悪化している (D)」となっておりますが、標準化死亡比は男性が 91.4、女性が 96.8 と 100 を下回り、全国と比較して低く、「目標値に達した (A)」となっております。

また、脳血管疾患標準化死亡比は男性 79.6、女性が 90.4、虚血性心疾患の標準化死亡比は男性が 75.8、女性が 69.2 でありいずれも 100 を下回り、全国と比較して低くなっています。

糖尿病について、発症予防の指標である糖尿病の有病者「HbA1c6.5% (NGSP 値) 以上の者のうち治療中と回答した者の割合」は「目標値に達した (A)」、「糖尿病治療薬内服中の者の割合」は「悪化している (D)」となっております。重症化予防の指標である、治療継続者の指標「HbA1c6.5% (NGSP 値) 以上の者のうち治療中と回答した者の割合」は、目標を達成していないものの「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある (B)」となっております。

しかし、半数以上の方が治療を継続できていない状況であり、国の 67.6% も下回っています。血糖コントロール不良者の指標「HbA1c8.4% (NGSP 値) 以上の者の割合」は減少し、「目標値に達した (A)」となっております。指標の達成状況から、発症の増加を一定程度抑制できいると考えられます。

しかしながら、メタボリックシンドローム予備軍、該当者の割合はともに目標を達成しておらず、該当者の割合は増加し、19.3%と国の 15.8% (令和元年) を上回っています。また、計画当初値よりも悪化している状況であり、生活習慣病の予防・重症化予防の対策が喫緊の課題であると考えられます。

健康寿命は、男性、女性ともに延伸していますが、県内順位は低下しています。国においても健康寿命は延伸しており、男性は本市が 80.4 歳、国 79.3 歳、県 80.2 歳と全国、県を上回り、女性は本市が 83.9 歳、全国 83.8 歳、県 84.2 歳と全国と同程度、県を下回っています。

「健康」をキーワードに健康で生きがいを持って住み慣れた地域に住み続け、住みやすさが実感できるまちをめざし、平成 23 年度よりすこやかまちづくり行動戦略を策定し、3つの柱(「学んで知る健康」「つくる健康」「みんなで広げる健康」)に基づき、「すこやかまちづくりフォーラム」や「もりやま健康フェスティバル」「みんなで健康チャレンジ!事業」を推進し、健康づくりの機運を高め、健康意識の向上には一定の成果を上げることが出来ましたが、一方で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、具体的な取組改善には十分には至っていない状況であり、生活習慣病の予防・重症化予防に向けた、より実行性のある効果的な取組を推進する必要があります。

## (2) 栄養・食生活

### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民の栄養・食生活に関する取組を進めています。

<b>基本方向</b>	<p>「栄養や食への関心」を高めるとともに、「適切に食を選ぶ力」や「楽しく食事を作る力」を身につけられるよう、子どもたちへの食育を進めます。</p> <p>また、青年期や壮年期、高齢期に対する生活習慣病の予防と、適正体重の維持のための食生活の改善を進めます。</p>
-------------	---

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 乳幼児の栄養の確保と食生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子健康手帳交付時等での助言・指導</li> <li>● 保育園・幼稚園・こども園での望ましい食習慣の確立支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝食を欠食する人（毎日食べない人）の減少</li> <li>○ 適正体重の子どもの増加</li> </ul>
② 児童・生徒の栄養の確保と食生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校給食の推進と指導の充実</li> <li>● 地場産物を活用した調理実習</li> <li>● 中学校給食の実施</li> <li>● 学校給食での100%守山産米使用等</li> </ul>	
③ 市民に対する栄養と食生活の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養や食生活に関する啓発</li> <li>● 関係課・団体等による食育推進事業の推進</li> <li>● 食育講演会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝食を欠食する人（毎日食べない人）の減少（再掲）</li> <li>○ 適正体重を維持している者の増加</li> <li>○ 適切な量と質の食事をとる者の増加</li> <li>○ バランスのとれた食事につけている人の増加</li> <li>○ 1日3回規則正しく食事をする人の増加</li> </ul>
④ 栄養相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養士による栄養相談等</li> </ul>	
⑤ 要介護状態の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配食サービスの実施</li> <li>● 介護予防教室や地域のすこやかサロン等を通じた啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低栄養傾向の高齢者の割合の減少</li> </ul>
⑥ 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第2次守山市食育推進計画」に基づく食育事業の推進</li> </ul>	—

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が2個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が2個、「変わらない（C）」が7個、「悪化している（D）」が6個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
朝食の欠食率（小学5年生）※1	3.7 % (H24)	2.7 %	3.9 %	0.0 %	C
朝食の欠食率（中学3年生）※1	4.9 % (H24)	4.8 %	5.3 %	3.0 %	C
朝食の欠食率（20代男性）※2	30.4 %	- %	44.4 % (R4)	15.0 %	C
朝食の欠食率（30代男性）※2	31.8 %	- %	24.0 % (R4)	10.0 %	C
低出生体重児（2500g未満）の割合※3	9.3 % (H22)	9.6 %	9.8 % (R2)	減少傾向へ	D
小学5年生の肥満の割合（男子）※4	8.8 %	11.4 %	9.2 %	減少傾向へ	D
小学5年生の肥満の割合（女子）※4	4.5 %	5.9 %	6.0 %	減少傾向へ	D
小学5年生のやせの割合（男子）※4	1.4 %	2.5 %	1.9 %	減少傾向へ	D
小学5年生のやせの割合（女子）※4	3.2 %	3.3 %	2.3 %	減少傾向へ	A
肥満（BMI25以上）の割合（20～60代男性）※2	22.9 %	- %	32.8 % (R4)	21.9 %	D
肥満（BMI25以上）の割合（40～60代女性）※2	12.8 %	- %	17.8 % (R4)	9.1 %	D
やせ（BMI18.5未満）の割合（20代女性）※2	33.3 %	- %	20.0 % (R4)	現状維持	A
食塩摂取量 ※5 （値は草津保健所圏内）	10.7 g (H21)	9.2 g (H27)	- g ※7	8 g	B
野菜の摂取量 ※5 （値は草津保健所圏内）	263.6 g (H21)	286.1 g (H27)	- g ※7	350 g	B
バランスのとれた食事に気をつけている人の割合※2	31.1 %	- %	30.0 % (R4)	34.0 %	C
ほぼ決まった時間に3回食事をとっている人の割合※2	64.2 %	- %	62.6 % (R4)	67.0 %	C
BMI20未満の高齢者の割合※6	15.2 %	20.3 %	20.2 %	12.0 %	C (参考値)

※1：滋賀県教育委員会「朝食時摂食状況調査」、※2：市民アンケート  
 ※3：厚生労働省「人口動態調査」、※4：身体測定および健康診断検査結果統計表  
 ※5：滋賀県健康栄養マップ調査、※6：特定健康診査・後期高齢者健診  
 ※7：滋賀県健康栄養マップ調査の令和5年1月現在の最新データは平成27年度のものであることから、中間評価値で評価

## ウ 行政の取組

### (ア) 乳幼児の栄養の確保と食生活習慣の確立

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
母子健康手帳交付時等での助言・指導	母子健康手帳交付時や訪問指導、健康教育、乳幼児健診時等を通じて、栄養や食生活についての助言・指導を行います。	母子健康手帳交付時や訪問指導、健康教育、乳幼児健診時等を通じて、栄養や食生活についての助言・指導を行っています。	A	すこやか生活課
保育園・幼稚園・こども園での望ましい食習慣の確立支援	保育園・幼稚園・こども園では、給食や弁当を通じて、望ましい食習慣の確立を支援します。また、昼食時の参観やお便りを通じて、保護者への啓発も行います。	日々の保育や毎月発行する給食だよりを通じて、園児だけでなく、保護者に対しても望ましい食習慣について啓発しています。	A	保育幼稚園課

### (イ) 児童・生徒の栄養の確保と食生活習慣の確立

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
学校給食の推進と指導の充実	豊かで楽しい学校給食の推進と指導の充実を図ります。	地産地消において、落札額の掛け率を市内産以外と差をつけ、市内産を優先して、調達しています。 守山産環境こだわり米、もりやまブランド 11 品目等を中心に、市内農産物の使用促進を図っています。 地域の農業者との交流については、生産者へのインタビューの動画を作成し、子どもたちに視聴してもらうことで、生産者の思いを伝えることができています。	A	保健給食課 農政課
地場産物を活用した調理実習	地場産物を教材として活用した調理実習を行うなど、食育の一層の充実を図ります。	親子料理教室を通じて、地元食材を利用して、滋賀の伝統料理を作り、子どもたちが地域の食文化に触れる機会を提供することができています。	B	保健給食課
中学校給食の実施	中学校給食の実施を検討します。なお、給食導入までの間については、中学校スクールランチ事業を推進します。	中学校給食開始までの間、食育の観点から地産地消を中心とした食材を使い、成長期に適した安全安心な栄養のある弁当を提供することができました。令和 4 年度からは中学校給食が全校で開始されました。	A	保健給食課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
学校給食で100%守山産米使用等	学校給食には、100%守山産米を使用します。また、滋賀県が認証する環境こだわり農産物である米の使用を進めています。	学校給食において、滋賀県が認証する市内産環境こだわり米（みずかがみ）を100%使用することができます。	A	保健給食課 農政課

(ウ) 市民に対する栄養と食生活の啓発

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
栄養や食生活に関する啓発	栄養や食生活に関する啓発を強化するとともに、出前講座等で推進します。	妊娠期から乳幼児期、高齢期までの各ライフステージに必要な、栄養や食生活の正しい情報を適切に提供し、食育を推進しています。	A	すこやか生活課
関係課・団体等による食育推進事業の推進	関係課・団体等で食育テーマを共有し、効果的な食育推進事業を推進します。	関係課・団体等が出席する会議において、市食育推進計画の共有、様々な団体と連携した食育の取組について実施し、市民に対して栄養や食生活に関する啓発を効果的に行っています。	A	すこやか生活課
		企人協を通じ、市内企業に向け食育推進に関するチラシの配布を実施。	C	商工観光課
		令和元年度までは、親子収穫体験会（料理試食）を開催し、食育の啓発を実施していました。（令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の流行により中止しています。）	D	農政課
食育講演会	すこやかまちづくり行動戦略の市民啓発事業として、食に関する啓発を進めるため、食育講演会を開催します。	食育の公園から実施手法を変更し健康フェスティバル（健康イベント）や出前講座などで食に関する啓発を実施しました。 また、（株）平和堂との協働事業で野菜摂取量測定会や栄養相談会を実施しました。	B	すこやか生活課

(エ) 栄養相談の充実

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
栄養士による栄養相談等	乳幼児から高齢者まで、栄養士による栄養相談を実施するとともに、健康診査時を活用した随時相談や指導を実施します。	乳幼児から高齢者まで幅広い年代に対して、個々の健康状態にあった栄養相談を行うことができます。また、オンラインやメール、電話など相談者の希望にあう形で行っています。	A	すこやか生活課

(オ) 要介護状態の予防

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
配食サービスの実施	ひとり暮らし高齢者等の低栄養状態を予防するため、配食サービスを実施するとともに、栄養に関する啓発を行います。	これまでの昼食のみの配食に夕食を追加し、生活状況に応じて利用できるようにすることで、見守りやフレイル対策をより効果的に実施しています。	A	長寿政策課
介護予防教室や地域のすこやかサロン等を通じた啓発	低栄養に陥ることを予防するため、介護予防教室の開催や地域のすこやかサロン等を通じて啓発を行います。	新型コロナウイルスの影響による学区や自治会でのサロン開催の自粛、また、感染防止対策からサロンでの食事の提供が減少したことで、食事を通じた栄養指導等が困難になっています。	C	長寿政策課
		管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士等の医療専門職から低栄養の予防や口腔機能の維持について介護予防教室等で啓発を行っています。	B	地域包括支援センター

(カ) 食育の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
「第2次守山市食育推進計画」に基づく食育事業の推進	「第2次守山市食育推進計画」に基づき、関係機関・地域団体、民間事業者等と連携し、食の大切さ、健康と食事内容の関わり、食の安全・安心の食材や食品を選択する力の育成等の食育事業を推進します。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、サロン等は中止・縮小しましたが、乳幼児・高齢者向けに食育啓発チラシを作成し、高齢者向けチラシは民生委員・児童委員の協力により配布しました。 また、令和3年度より新たに子育てタウンアプリや市ホームページ、Youtubeでも食育情報を発信しています。	A	すこやか生活課
		多様な献立による学校給食を実施しています。具体的には、旬の食材を使用した給食、行事食、おなかすっきりの日給食、守山の日給食、滋賀の日給食、全国味めぐりの日給食、世界味めぐりの日給食、鉄分たっぷりの日（中学校のみ）、カルシウムたっぷりの日（中学校のみ）などを実施しています。	A	保健給食課

## エ まとめ

適正体重を判断する BMI について、「肥満 (BMI25 以上) の割合 (20~60 代男性) (40~60 代女性)」は、国では男性のみ増加傾向のところ、本市は男性、女性ともに増加傾向となっています。「やせ (BMI18.5 未満) の割合 (20 代女性)」は、本市では「目標値に達した (A)」となっていますが、国の目標値が 20.0%であり国と同程度に改善したと言えます。

健康関心層・無関心層、また若い世代が自分にあった量と栄養バランスの食事を選択でき、食を通じた健康づくりを実践できるよう、地域での栄養相談や食育講演会、野菜摂取量測定イベントを実施してきましたが、市民アンケートでの「バランスのとれた食事に気をつけている人の割合」は国の類似指標（「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日に2回以上の日がほぼ毎日の者の割合」）が「悪化している (D)」の評価に対して、本市では「変わらない (C)」となり、改善することは出来ませんでした。また、「青年期」「壮年期」での若い世代の割合が低く、若い世代へのアプローチが課題といえます。

また、園児や児童・生徒に給食や栄養通信などを通じた早寝・早起き・朝ごはんの実践、和食（主菜・主菜・副菜）を推進してきましたが、中学2年生の朝食欠食率が悪化するなど、大きく改善することはできませんでした。

「栄養・食生活」は、第2次食育推進計画と同様に、食(育)を通じて、食への関心を高め、食べることの大切さを学び、全ての年代で健康的な食生活が実践出来るよう推進することであり、引き続き、生涯を通じた食(育)を進める必要があります。

### (3) 身体活動・運動

#### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民の生活習慣病の予防に関する取組を進めています。

基本方向	<p>いつでも、どこでも、だれとでも運動やスポーツを楽しむことができる場や機会づくりを進めます。</p> <p>また、年齢を問わず身近にできるウォーキングや体操を市全体に広めていきます。</p>
------	---

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 乳幼児期の運動習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 園児の運動する習慣づくり、体づくり</li> <li>● 幼児期の運動遊びの大切さの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動習慣者の割合の増加</li> <li>○ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している人の割合の増加</li> </ul>
② 学校保健・学校体育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒の運動に親しむ力の育成</li> </ul>	
③ 市民が身近に楽しめるスポーツや運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学区の「総合型地域スポーツクラブ」を核とした事業の推進</li> <li>● 地域スポーツの普及・振興</li> <li>● 学校体育施設の開放</li> <li>● 市主催のスポーツイベントの開催</li> <li>● 運動を通じた健康づくりのための講習会や研修会、スポーツ教室の開催</li> <li>● インターネット等による的確なスポーツ情報やスポーツ観戦機会の提供</li> <li>● だれでも気軽に参加できるスポーツイベントの推進</li> </ul>	
④ 高齢者の運動機能の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会や各種団体等が実施する高齢者のスポーツや運動を通じた健康づくり活動の奨励</li> <li>● 体力向上や介護予防等の出前講座の開催</li> <li>● ロコモティブシンドロームの周知と予防方法の啓発</li> <li>● 介護予防に取り組む団体等の活動継続の支援</li> </ul>	
⑤ 障害のある人の運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人が気軽に参加できるスポーツ活動の実施</li> <li>● 障害者スポーツ大会などへの参加促進</li> <li>● 障害者スポーツ大会等の周知</li> <li>● ニュースポーツやユニバーサルデザインスポーツの普及</li> </ul>	
⑥ 身体活動や運動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設への遊具の設置、保守点検</li> <li>● ユニバーサルデザインを取り入れた施設の改修等</li> <li>● ウォーキングマップの活用</li> <li>● 運動習慣の定着や自分の健康チェックに対する意識づけ</li> <li>● 自転車利用の環境づくり</li> <li>● グラウンドゴルフなどを通じた健康づくり</li> </ul>	



## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が1個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が2個、「変わらない（C）」が1個、「悪化している（D）」が1個、「評価不能（E）」はありませんでした。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合 (20～64歳男性) ※1	46.8 %	— %	52.9 % (R4)	50.0 %	A
日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合 (20～64歳女性) ※1	33.9 %	— %	44.1 %	50.0 %	B
日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合 (65～69歳男性) ※1	54.3 %	48.3 %	46.5 %	65.0 %	D
日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合 (65～69歳女性) ※1	46.7 %	42.6 %	42.7 %	65.0 %	C
ロコモティブシンドロームを認知している人の割合 ※1	国参考値 44.4 県参考値 15.1 (H24) %	— %	49.0 % (R4)	80.0 %	B ※2

※1：市民アンケート、※2：当初実績値の国参考値をもとに評価

## ウ 行政の取組

### (ア) 乳幼児期の運動習慣の確立

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
園児の運動する習慣づくり、体づくり	体操やリズム運動、運動遊びなどを通じて、園児の運動する習慣づくり、体づくりを進めます。	園児の運動能力について実態を把握するとともに、子ども自身が自分から進んで運動遊びに取り組めるような保育内容を計画し、実践しています。	A	保育幼稚園課
幼児期の運動遊びの大切さの啓発	保育参観等を通して、親子で体を動かす楽しさを味わってもらうとともに、幼児期の運動遊びの大切さを啓発します。	保育参観で、親子で体を動かす機会をつくったり、おたより等で園での運動遊びの様子を知らせたりして、運動遊びの大切さや家庭でも楽しめる遊びを啓発しています。	B	保育幼稚園課

### (イ) 学校保健・学校体育事業の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
児童・生徒の運動に親しむ力の育成	児童・生徒の生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進と体力の向上を図ります。	守山市子どもの体力向上推進委員会を開催し、各校の取組の交流や新体力テストの結果分析および結果に基づいた体力向上の方策の協議を行っています。 各校において、体育科の学習や休み時間等、子どもたちの体力向上に向けた取組を実施しています。 体育主任を中心に、個々の学校の取組の中で、教職員の資質向上の取組を図ることができています。	A	保健給食課

### (ウ) 市民が身近に楽しめるスポーツや運動の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
学区の総合型地域スポーツクラブを核とした事業推進	市民の主体的なスポーツ活動や地域スポーツの活性化をめざし、各学区の総合型地域スポーツクラブを核とした事業を推進します。	各学区の総合型地域スポーツクラブにより、歩こう会、グラウンドゴルフ大会、もりもりスポーツ広場の開催(体育館の開放)等を実施しました。	B	スポーツ振興課
地域スポーツの普及・振興	スポーツ推進委員による地域スポーツの普及・振興を図るとともに、市民が身近にスポーツを楽しめるよう、各種スポーツ振興事業を推進します。	地域スポーツの普及・推進を図り、市民が身近にスポーツを楽しめるよう、スポーツ推進委員と連携し、出前講座を実施しました。	A	スポーツ振興課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
学校体育施設の開放	市民の心身の健全な発達に資することを目的に、学校体育施設を開放します。	市民の心身の健全な発達に資することを目的に、学校体育施設を開放しました。	B	スポーツ振興課
市主催のスポーツイベントの開催	市主催のスポーツ事業を年間を通して開催し、各スポーツイベントへの参加を働きかけ、スポーツ実施率を高め、健康増進や仲間づくりを図っていきます。	新型コロナの影響により中止を余儀なくされるイベントもありましたが、市主催のスポーツ事業を年間を通して開催し、スポーツ実施率を高め、健康増進や仲間づくりを図っています。	B	スポーツ振興課
運動を通じた健康づくりのための講習会や研修会、スポーツ教室	運動を通じての健康づくりのための講習会や研修会、スポーツ教室などを推進します。	運動を通じての健康づくりのための講習会として、日体大連携事業でサッカー教室や野洲川健康ファミリーマラソン大会で SGH 文化スポーツ財団による走り方教室・ウォーキング教室を実施しています。	B	スポーツ振興課
インターネット等による的確なスポーツ情報やスポーツ観戦機会の提供	スポーツに対する市民の多様なニーズに対応するため、インターネット等による的確なスポーツ情報やスポーツ観戦の機会の提供を図り、市民のスポーツ活動を支援します。	広報誌やホームページを活用し、スポーツ情報やスポーツ観戦の機会の提供を図り、市民のスポーツ活動を支援しています。	C	スポーツ振興課
だれでも気軽に参加できるスポーツイベントの推進	体育協会や(公財)守山市文化体育振興事業団などの関係機関と連携し、世代間交流や健康者と障害のある人の交流を目的とした、だれでも気軽に参加できるスポーツイベント(健康づくりや仲間づくりの場)などを推進します。	市スポーツ協会へ市体育振興費補助金を交付し、各スポーツ教室の開催等を支援しました。 市民運動公園の指定管理事業において、だれでも気軽に参加できるスポーツイベントを開催しました。	B	スポーツ振興課

(エ) 高齢者の運動機能の維持・向上

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
自治会や各種団体等が実施する高齢者のスポーツや運動を通じた健康づくり活動の奨励	自治会や各種団体等が実施する高齢者のスポーツや運動を通じた健康づくり活動を奨励するとともに、随時、広報などで取組の紹介を行います。	ねんりんピック（全国健康福祉祭）出場者や、老人クラブの活動を広報等で紹介することで、運動等を通じた健康づくりに取り組む契機づくりを行っています。	B	長寿政策課
体力向上や介護予防等の教室や出前講座	身近な地域に出向き、体力向上や介護予防等の教室や出前講座を行います。	運動機能の維持・向上を目的とした幅広いテーマで出前講座を実施しています。また、自治会等で健康教育等を行っています。	A	地域包括支援センター
ロコモティブシンドロームの周知と予防方法の啓発	高齢期の心身機能の低下を防止するため、介護予防教室などを通して、ロコモティブシンドロームの周知と予防方法を啓発します。	ロコモティブシンドロームの予防方法について出前講座等を実施しています。	A	地域包括支援センター
介護予防に取り組む団体等の活動継続の支援	百歳体操の自主グループなど、介護予防に取り組む団体等の活動継続の支援を行います。	自治会等で健康教育等を行うことで、健康づくりや介護予防の取組を実践できるよう支援しています。	A	地域包括支援センター

(オ) 障害のある人の運動の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
障害のある人が気軽に参加できるスポーツ活動の実施	障害のある人の健康保持・増進を図るため、関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を実施します。	障害者団体等のボッチャ事業やヨガ教室等開催の支援を行っています。	B	障害福祉課
障害者スポーツ大会等への参加促進	活動成果の発表と交流の場として、障害者スポーツ大会などへの参加を促進します。	東京パラリンピックを通じて障害者スポーツへの興味・関心を高めると共に、滋賀県障害者スポーツ大会を周知し参加促進を図っています。	A	障害福祉課
障害者スポーツ大会等の周知	障害者スポーツ大会等の周知を行うことで、スポーツ活動の拡大による障害のある人の健康の増進を図ります。			

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
ニュースポーツやユニバーサルデザインスポーツの普及	だれもが気軽にできるニュースポーツやユニバーサルデザインスポーツの普及を図ります。	ユニバーサルスポーツ普及推進事業として、市内小中学校等へゴールボールや車いすバスケットといったユニバーサルスポーツの講師派遣を行っています。 東京 2020 パラリンピックではトルコ共和国のホストタウンとして、トルコ共和国選手団（ゴールボール、視覚障害者柔道）の事前合宿の受入れを実施しました。	B	スポーツ振興課

(カ) 身体活動や運動しやすい環境の整備

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
公園施設への遊具の設置、保守点検	子どもたちの健康を増進し情操を豊かにするため、安全で楽しく遊べる公園施設として、必要な遊具の設置や保守点検を行います。	平成 28～30 年度に実施した専門業者による遊具点検の結果、修繕または対策が必要と判定された遊具について、令和 1～3 年度の 3 年間で改修を行いました。 市内全域の小公園の遊具については、専門業者による点検および自治会による日常点検の結果を受け、必要な修繕や改修を行いました。	A	土木管理課
ユニバーサルデザインを取り入れた施設の改修等	市民が安心安全に利用できる施設として、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の改修等を行います。	各担当課が各種一般施策の中で検討し、実践するにあたり、必要な助言等を行うユニバーサルデザインアドバイザーを障害者団体等から委嘱し、ユニバーサルデザインの普及・促進に努めています。 令和 4 年春に供用開始した環境学習都市宣言記念公園の遊びの広場については、インクルーシブ遊具を設置しました。 市内の公園については、市民が安全安心に利用できるよう、適正な維持管理に努めています。	A  B	健康福祉政策課  土木管理課
ウォーキングマップの活用	市民が安全に散策やウォーキングを行えるようウォーキングマップを活用し、啓発を行います。	ウォーキングマップ(紙媒体)をすこやかセンターや市役所、地区会館などで配布し、令和 3 年度から健康増進アプリ BIWA-TEKU の運用を開始し、アプリ内でウォーキングマップを活用しています。	A	すこやか生活課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
運動習慣の定着や自分の健康チェックに対する意識づけ	市民や市内在勤者に対して、「みんなで健康100日チャレンジ!事業」を推進し、運動の記録を行うことや、日々の体重測定結果を記録することにより、運動習慣の定着や自分の健康チェックに対する意識付けを行います。	運動習慣や健康チェックの意識づけを目的に、令和元年度までの期間は「みんなで健康200日チャレンジ!」を、令和3年度からは「BIWA-TEKU」の運用を開始しました。	A	すこやか生活課
自転車利用の環境づくり	歩行者や自転車とともに安全に、また、子どもや高齢者が安心して移動できるよう、自転車利用の環境づくりを進めます。	自転車購入補助金については、自転車利用者の裾野を広げ、日常生活での利用促進に大きく寄与しています。 また、自転車の利用機会創出、健康意識向上について、モリイチ・スタンプラリーでは、毎年募集人数満員での開催ができています。	A	地域振興課
グラウンドゴルフなどを通じた健康づくり	グラウンドゴルフなどを通じた健康づくりを推進します。	グラウンドゴルフ場の整備や交流大会を開催しました。	B	スポーツ振興課

## エ まとめ

「日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合」について、本市は20～64歳は増加傾向にあり、男性が「目標値に達した(A)」、女性が「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある(B)」となっています。国の類似指標「運動習慣者の割合」をみると、男性が「変わらない(C)」、女性が「悪化している(D)」中で本市は改善傾向にあり、市民歩こう会やスポフェスもりやまなど市主催のスポーツイベントの開催、ウォーキングマップの配布やBIWA-TEKUアプリ案内、市民運動公園の整備など市民自らが運動を行える取組を推進した成果であると考えられます。

65～69歳については、本市では男性が「悪化している(D)」、女性が「変わらない(C)」となっています。国が男性、女性ともに「変わらない(C)」の評価であるところ、本市は男性が悪化となり、今後仕事をリタイアし、地域や家庭での生活が増えることが予測される年代の身体活動・運動習慣の定着化が課題であると考えられます。

また、「ロコモティブシンドロームを認知している人の割合」は、49.0%と国の44.8%(令和元年)を上回っており、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある(B)」となっておりますが、目標とする80%を下回っている状況であり、高齢者の心身機能の低下を防止するため、介護予防教室などを通じ、ロコモティブシンドロームの周知と予防の啓発が必要であると考えられます。

#### (4) たばこ

##### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民の喫煙に関する取組を進めています。

### 基本方向

たばこによる健康問題についての理解を深めるとともに、たばこをやめたいと思ったときに、それぞれのニーズに応じて確実にサポートできる環境づくりなど包括的な対策を進めます。

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 胎児と母体のたばこの健康影響についての啓発</li> <li>● 喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に及ぼす影響等についての啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 喫煙が健康に悪い影響があると思っている人の割合の増加</li> <li>○ 成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）</li> <li>○ 妊娠中の喫煙をなくす</li> </ul>
② 未成年者の喫煙防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 街頭啓発やポスター掲示・出前講座・行事等を通じた啓発</li> <li>● 小中学校における防煙教育の実施</li> <li>● 学校敷地内禁煙の継続</li> <li>● 子どもや保護者に対する喫煙防止指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未成年者の喫煙をなくす</li> </ul>
③ 非喫煙者の保護(受動喫煙の防止)対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市や教育機関の施設の敷地内禁煙・建物内禁煙</li> <li>● 民間の公共的施設への全面禁煙の働きかけ</li> <li>● 駅周辺での分煙対策の推進</li> <li>● 2020年オリンピック・パラリンピック開催への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受動喫煙の機会を有する者の割合の減少</li> </ul>
④ 禁煙支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁煙個別健康相談・健康教育等の実施</li> <li>● 禁煙支援を行う医療機関等の情報提供等</li> <li>● 肺がん検診・COPD検診を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ COPDの認知度の向上</li> </ul>

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が8個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が2個、「変わらない（C）」が2個、「悪化している（D）」が3個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
健康影響の認知度 ※1 (肺がん)	94.8 %	— %	93.6 (R4) %	増加 傾向	D
健康影響の認知度 ※1 (喘息)	31.3 %	— %	51.6 (R4) %	増加 傾向	A
健康影響の認知度 ※1 (気管支炎)	47.8 %	— %	59.2 (R4) %	増加 傾向	A
健康影響の認知度 ※1 (心臓病)	21.5 %	— %	31.9 (R4) %	増加 傾向	A
健康影響の認知度 ※1 (脳卒中)	34.1 %	— %	38.3 (R4) %	増加 傾向	C
健康影響の認知度 ※1 (胃潰瘍)	11.8 %	— %	16.3 (R4) %	増加 傾向	A
健康影響の認知度 ※1 (流産・早産)	47.9 %	— %	36.0 (R4) %	増加 傾向	D
健康影響の認知度 ※1 (低出生体重児)	36.6 %	— %	29.4 (R4) %	増加 傾向	D
健康影響の認知度 ※1 (歯周病)	25.6 %	— %	32.9 (R4) %	増加 傾向	A
成人の喫煙率 ※1	13.6 %	— %	12.7 (R4) %	8.5 %	C
未成年者（15～19歳）の 喫煙率（男性） ※1	7.7 %	— %	0.0 (R4) %	0 %	A
未成年者（15～19歳）の 喫煙率（女性） ※1	5.3 %	— %	0.0 (R4) %	0 %	A
妊婦の喫煙率 ※2	3.1 %	1.1 %	1.5 %	0 %	B
COPDの認知度 ※1	国参考 25 %	— %	55.7 (R4) %	80 %	B ※4
医療機関の敷地内・施設内 全面禁煙の割合 ※3	94.0 (H24) %	100.0 %	100.0 (R4) %	100 %	A

※1：市民アンケート、※2：乳幼児健康管理カード、※3：救急医療ネットしが  
※4：当初実績値の国参考値をもとに評価



## ウ 行政の取組

### (ア) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
胎児と母体のたばこの健康影響についての啓発	母子健康手帳発行時、乳幼児健診等の母子保健事業の機会を捉えて、胎児と母体のたばこの健康影響について啓発を継続し、支援を積極的に行います。	母子健康手帳交付時に喫煙状況を確認し、喫煙している妊婦に対し、胎児への影響について説明し、禁煙するよう指導しています。夫（パートナー）の喫煙がある場合には、夫（パートナー）の喫煙の影響や禁煙の必要性について説明しています。	A	すこやか生活課
喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に及ぼす影響等についての啓発	喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について、健康診査や健康教育、広報・ホームページ等を活用するなど、さまざまな機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。	喫煙が健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について、防煙教育や広報、啓発チラシなどを活用し、情報提供を行っています。	A	すこやか生活課

### (イ) 未成年者の喫煙防止対策

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
街頭啓発やポスター掲示・出前講座・行事等を通じた啓発	関係団体や関係機関と連携し、街頭啓発やポスター掲示・出前講座・行事等を通じて、市民への啓発を行います。	厚生労働省が推進する世界禁煙デーに合わせ、市内公共施設でのポスター掲示や広報、HP、有線放送などによる、喫煙・受動喫煙の健康への影響を周知啓発しています。 令和3年度より、教育委員会と連携し、成人式で喫煙・受動喫煙による健康への影響に関してティッシュ配布による啓発を行いました。	B	すこやか生活課
小中学校における防煙教育	関係機関等と連携し、小・中学校における効果的な防煙教育を実施し、効果的な内容について検討を行い、未成年者の喫煙の防止について推進します。	小学校5年生の保健学習の中で、喫煙の心身への影響や、喫煙を勧められたときの断り方等の学習を行い、未成年者の禁煙防止を推進しています。	A	保健給食課
		守山市健康推進員連絡協議会と連携し、小・中学校の児童・生徒に対し、防煙教育／がん教育を実施し、合わせて児童・生徒の保護者には啓発チラシによる禁煙啓発を行うことで、周知啓発を行っています。	A	すこやか生活課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
学校敷地内禁煙の継続	各学校は学校敷地内禁煙を継続します。	敷地内禁煙であることのポスターなどを掲示し、取り組んでいます。	A	保健給食課
子どもや保護者に対する喫煙防止指導	各学校は学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の協力を得て、子どもや保護者に対し、未成年者の喫煙が違法であることに加え、喫煙の健康影響、妊娠と喫煙の関係等具体的に指導していきます。	保健学習の中で、たばこの害や未成年者の喫煙が違法であること等の学習を行っています。	A	保健給食課

(ウ) 非喫煙者の保護（受動喫煙の防止）対策

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
市や教育機関の施設の敷地内禁煙・建物内禁煙	市や教育機関の施設は、敷地内禁煙または建物内禁煙とし、来客者にも理解と協力を求めています。	市が管理する建物は原則敷地内禁煙とし、特定屋外喫煙場所以外での禁煙に理解と協力を求めて取り組んでいます。	A	総務課
		学校内が敷地内禁煙であることのポスターなどを掲示しています。	A	保健給食課
民間の公共的施設への全面禁煙の働きかけ	保健所と連携し、不特定多数の人が集まる民間の公共的施設についても、全面禁煙を働きかけるよう努めます。	平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、改正内容（公共施設等の敷地内禁煙、飲食店などの原則屋内禁煙など）について、県と連携するなか、市広報・HP・有線放送などにより周知啓発を行っています。	B	すこやか生活課
2020年オリンピック・パラリンピック開催への対応	2020年オリンピック開催に向けて、国の法整備等の動きを注視し、取組を推進します。			
駅周辺での分煙対策の推進	駅周辺において、分煙対策を推進します。	西口喫煙所の撤去(R2)や東口喫煙所の拡張(R2)、路上喫煙禁止区域の指定、禁止区域周辺の巡回指導業務など、市民からの要望も取り入れながら、喫煙者と非喫煙者の共存を目指し、対策を実施しています。	A	市民協働課

(エ) 禁煙支援の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
禁煙個別健康相談・健康教育等の実施	たばこをやめたい人に対し、禁煙個別健康相談・健康教育を実施するとともに、特定保健指導の対象者に対する相談や指導を実施します。	全戸配布のすこやかセンターだよりや COPD 検診対象者への啓発チラシにおいて、禁煙希望者へは禁煙指導および禁煙支援を行っています。 また、特定保健指導時に、喫煙者へは禁煙に向けた個別指導を行っています。	B	すこやか生活課
禁煙支援を行う医療機関等の情報提供等	禁煙支援を行う医療機関や薬局についての情報提供等に努め、禁煙希望者に対し禁煙支援を行います。	全戸配布のすこやかセンターだよりや COPD 検診対象者への啓発チラシにおいて、禁煙個別相談および禁煙外来について案内し、禁煙希望者へは禁煙指導および禁煙支援を行っています。	B	すこやか生活課
肺がん検診・COPD 検診を実施	肺がん検診・COPD 検診を実施し、呼吸器疾患の早期発見に努め、禁煙外来や禁煙個別健康教育との連携を図り、禁煙を支援していきます。	肺がん検診・COPD 検診を実施し、呼吸器疾患の早期発見、早期治療に努めています。	A	すこやか生活課

## エ まとめ

「喫煙が健康に悪い影響があると思っている人の割合」について、健康に影響のある項目を認知度別にみると、9項目中5項目で「目標値に達した（A）」となっていますが、「目標値に達した（A）」項目においても、認知度が40%以下のものがあり、また、妊娠・出産に係る項目（流産・早産・低出生体重児）においては、認知度が悪化しています。

また、「成人の喫煙率」は、本市が12.7%、国が16.7%と国を下回っているものの、計画策定時から「変わらない（C）」状況です。

喫煙防止への取組としては、ネウボラ面接時に喫煙の影響や禁煙の必要性を妊婦や夫（パートナー）に説明することや児童・生徒への防煙教育／がん教育の実施、世界禁煙デーなどに関係機関・関係団体と連携した啓発活動を実施しています。

また、受動喫煙対策として、路上喫煙禁止区域の指定・指定区域の巡回指導や公共機関などの敷地内禁煙の推進をしています。

「COPDの認知度」は「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」であり、国が27.8%（令和元年）のところ本市は54.3%と認知が高くなっており、これは市独自でCOPD検診を推進している成果であると考えられますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により呼吸器系疾患の関心が高まるなか、更なる検診の受診率向上にむけた周知啓発に努める必要があります。

## (5) アルコール

### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民のアルコールに関する取組を進めています。

#### 基本方向

アルコール依存症は病気であることの認識と、健康問題をはじめ社会問題などについて理解を深めるとともに、本人や家族の状況、ニーズに応じて確実にサポートできる環境づくりなど包括的な対策を進めます。

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 未成年者の飲酒防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校でのアルコールの害についての啓発</li> <li>● アルコールの未成年者への害についての啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未成年者の飲酒をなくす</li> </ul>
② アルコールの健康影響についての知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アルコールに起因する健康への影響の啓発</li> <li>● 飲酒量についての啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少</li> <li>○ 妊娠中の飲酒をなくす</li> </ul>
③ アルコール問題についての対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アルコール依存症についての啓発</li> <li>● アルコール依存者の把握と相談・支援</li> <li>● 断酒同友会の活動支援</li> <li>● アルコール問題のある人の相談支援</li> <li>● 精神障がい者家族会会員、断酒会会員等への相談、断酒会等の団体支援等</li> </ul>	—

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が1個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が1個、「変わらない（C）」が2個、「悪化している（D）」が1個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
1日あたり2合以上飲酒している男性の割合 ※1	7.4 %	— %	10.1 (R4) %	6.0 %	C
1日あたり1合以上飲酒している女性の割合 ※1	4.2 %	— %	8.7 (R4) %	3.4 %	D
未成年者の飲酒している割合（男子） ※1	0.0 %	— %	5.3 (R4) %	0 %	C
未成年者の飲酒している割合（女子） ※1	0.0 %	— %	0.0 (R4) %	0 %	A
妊婦の飲酒の割合 ※1	0.9 %	0.9 (H28) %	0.3 %	0 %	B

※1：市民アンケート

## ウ 行政の取組

### (7) 未成年者の飲酒防止の推進

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
小中学校でのアルコールの害についての啓発	小・中学校において、アルコールの害について啓発を行うとともに、飲酒防止に取り組みます。	保健学習の中で、飲酒が体に与える影響や誘われたときの断り方等の学習を行っています。	A	保健給食課
アルコールの未成年者への害についての啓発	アルコールの未成年者への害について、広報や出前講座・イベント等を通じて、市民への啓発を行います。	令和3年度より、教育委員会と連携し、成人式で飲酒による健康への影響に関してティッシュ配布による啓発を行いました。	C	すこやか生活課

(イ) アルコールの健康影響についての知識の普及

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
アルコールに起因する健康への影響の啓発	アルコールに起因する生活習慣病をはじめとした健康への影響について、啓発を行います。	母子健康手帳交付時に妊婦の飲酒状況を確認し、アルコールの胎児への影響についてのパンフレットを配布し、必要時指導を実施しました。また、新生児訪問時、飲酒状況を確認し、必要時指導を実施しました。	A	すこやか生活課
飲酒量についての啓発	生活習慣病のリスクを高める飲酒量について、周知・啓発を行います。	国が推進する「アルコール関連問題啓発週間」に合わせ、市内公共施設でのポスター掲示や広報、HP、有線放送などによる、アルコールの健康への影響を周知啓発しています。 令和3年度より、教育委員会と連携し、成人式で飲酒による健康への影響に関してティッシュ配布による啓発を行いました。 生活習慣病の発症リスクを高める飲酒量についての啓発チラシを自治会回覧を実施しました。	C	すこやか生活課

(ウ) アルコール問題についての対策の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
アルコール依存症についての啓発	アルコール依存症についての理解を深めるための啓発を行います。	国が推進する「アルコール関連問題啓発週間」に合わせ、守山市企業内人権教育推進協議会の会員向けに、アルコール依存症についての啓発を実施しています。 また、健康フェスティバルや自治会回覧、有線放送などを通じ、適正な飲酒についての啓発を実施しています。	C	すこやか生活課
アルコール依存者の把握と相談・支援	関係機関や地域団体・断酒会等と連携し、アルコール依存者の把握と相談・支援を進めます。	ケース対応を通じてアルコール疾患に特化した医療機関（滋賀県立精神保健医療センター等）や各支援者と連携し、医療受診支援や必要に応じて障害福祉サービスに繋いでいます。 断酒会等のアルコール関連自助グループの活用や支援を行いました。	A	障害福祉課
		障害福祉課や保健所等と連携し、アルコール問題のある人の相談支援を行い、必要な支援に繋げています。 相談窓口のリーフレットを作成し、相談窓口の周知を図っています。	B	すこやか生活課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
断酒同友会の活動支援	断酒同友会の活動支援を継続します。	断酒会の活動支援を継続し、酒害に苦しむ本人・家族の支援を行っています。また、ケース対応や『もりやまの障害福祉のしおり』を活用して、広く断酒同友会の活動の周知を行っています。	A	障害福祉課
		断酒同友会の定例会（週1回）に合わせて、会場提供を行うとともに、断酒同友会へ出席し、必要時に個別相談を行うなど、断酒同友会と連携を図っています。	B	すこやか生活課
アルコール問題のある人の相談支援	アルコール問題のある人に対して、関係機関と連携を図り、相談支援を行います。	関係課や保健所等と連携し、アルコール問題のある人の相談支援を行い、必要な支援に繋げています。 相談窓口のリーフレットを作成、相談窓口の周知を行っています。	B	すこやか生活課
精神障がい者家族会会員、断酒会会員等への相談、断酒会等の団体支援等	精神障がい者家族会会員、断酒会会員等への相談支援やメンタルスマイル、断酒会等の団体支援を行うとともに、支援を必要とする人に対して各種団体の周知を図ります。	精神障がい者家族会会員・断酒会会員等への相談支援やメンタルスマイル・断酒会等の団体支援を行うとともに、ケース対応や『もりやまの障害福祉のしおり』を活用して、広く断酒同友会の活動の周知を行う事で、障害のある人の居場所作りの促進や家族間の交流を促進しています。	A	障害福祉課



## エ まとめ

様々な機会をとらえ、適正飲酒の啓発を実施しました。しかし、市民アンケートでは、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（1日あたり男性で2合以上、女性1合以上の者）」は、男性が「変わらない（C）」、女性が「悪化している（D）」となっており、アルコールによる生活習慣病リスクが高い状況にあります。これは国と同様の傾向であり、今後も適正飲酒の啓発を進める必要があります。

また、「未成年者の飲酒（男子）」が5.3%となっており、未成年に対する飲酒に関する積極的なアプローチが必要と考えられます。

一方、妊娠中のアルコール摂取は令和3年度は0.3%で、飲酒をしている者がいるものの、当初実績値の0.9%からは減少をしていることから、今後も母子健康手帳交付時のネウボラ面接等を通じた啓発を実施する必要があります。

## (6) 歯と口腔の健康

### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民の歯と口腔の健康に関する取組を進めています。

基本  
方向

乳幼児期や小・中学生のむし歯予防に取り組むとともに、歯周病検診の受診などを通して、10代後半以降の歯と口腔の健康について関心を深めるための取組を推進します。

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 子どもの歯の健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子保健事業や歯科保健事業を通じた基本的な知識習得の支援</li> <li>● 乳幼児健康診査時のフッ素塗布</li> <li>● 児童・生徒に対する歯科保健指導</li> <li>● 高校生に対する広報等を通じた啓発</li> <li>● 4・5歳児から小学校6年生に対するフッ化物洗口の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3歳児でむし歯のない者の割合の増加</li> <li>○ 12歳児でむし歯のない者の増加</li> <li>○ 12歳児のひとり平均むし歯数の減少</li> <li>○ 中学3年生、高校3年生の歯肉の有所見率の減少</li> </ul>
② 大人の歯と口腔の健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な歯科検診の受診勧奨</li> <li>● 歯周病検診についての啓発</li> <li>● 高齢者の口腔機能保持のための啓発等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合の増加</li> <li>○ 定期的に歯科検診を受診した者の割合の増加</li> <li>○ かかりつけ歯科医を有する者の割合の増加</li> </ul>
③ 障害のある人や要介護者に対する歯科保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「コラボにこここ歯科保健事業」による歯科健診・歯科保健指導</li> <li>● 在宅要援護者の歯科保健の推進</li> </ul>	

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が5個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が2個、「変わらない（C）」が2個、「評価不能（E）」が2個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
3歳児のむし歯のない者の割合 ※1	81.3 %	85.0 %	88.6 (R2) %	90.0 %	B
中学1年生でむし歯のない者の割合 ※2	68.0 %	82.9 %	76.5 %	現状維持	A
中学1年生の1人平均むし歯本数 ※2	0.79 本	0.55 本	0.46 本	0.5 本 未満	A
中学3年生・高校3年生歯肉炎の有所見率（平均）※2	27.0 %	19.6 %	- %	20.0 %	E
中学3年生歯肉炎の有所見率 ※2	31.0 %	18.4 %	14.0 %	25.0 %	A
高校3年生歯肉炎の有所見率 ※2	23.0 %	20.8 %	- %	20.0 %	E
60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合（平均）※3	53.4 %	- %	57.3 (R4) %	60.0 %	C
60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合（男性）※3	55.2 %	- %	49.4 (R4) %	60.0 %	C
60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合（女性）※3	51.3 %	- %	62.4 (R4) %	60.0 %	A
定期的（1年毎）に歯科検診を受診する者の割合 ※3	38.9 %	- %	54.8 (R4) %	45.0 %	A
かかりつけ歯科医を有する者の割合 ※3	72.4 %	- %	75.0 (R4) %	80.0 %	B

※1：乳幼児健康診査、※2：学校歯科健康診査、※3：市民アンケート

## ウ 行政の取組

### (ア) 子どもの歯の健康の保持増進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
母子保健事業や歯科保健事業を通じた基本的な知識習得の支援	母子保健事業や歯科保健事業を通じて、保育園・幼稚園・こども園と連携し、乳幼児期の歯の健康の大切さや、むし歯を予防するための正しいブラッシング方法等の基本的な知識の習得を支援します。	10 か月児健診対象者の保護者のほぼ全員に歯科健康教育を実施しています。 また、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、内容や方法を工夫し歯科保健事業を実施しています。	A	すこやか生活課
乳幼児健康診査時のフッ素塗布	1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児の乳幼児健康診査の時に、希望者を対象にフッ素塗布を実施します。	希望者に対し、フッ素塗布を実施しています。	A	すこやか生活課
児童・生徒に対する歯科保健指導	小学校や中学校と連携し、児童・生徒に対する歯科保健指導を通じて、むし歯や歯周病等の予防を図ります。	新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度以降は依頼件数は減少したものの、児童・生徒に歯科健康教育を行い、こどもの歯の健康の保持・増進を図っています。	A	すこやか生活課
高校生に対する広報等を通じた啓発	高校生には、県との連携を図る中、広報等を通じて歯周病やむし歯の予防方法について啓発を進めます。	広報、有線放送、自治会回覧等で定期的な歯科受診および歯周病検診受診の周知等継続して啓発が実施しています。	A	すこやか生活課
4・5歳児～小学校6年生に対するフッ化物洗口の実施	保育園・幼稚園・こども園の4・5歳児、小学校1年生から6年生までの希望者を対象に、フッ化物洗口を実施します。	各園では、新型コロナウイルス感染症予防対策をしながら、4・5歳児に週2回、フッ化物洗口を実施しています。	A	保育幼稚園課 保健給食課 すこやか生活課

(イ) 大人の歯と口腔の健康の保持増進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
定期的な 歯科検診 の受診勧 奨	80歳で20本以上の歯を保持することを目標に、むし歯予防や歯周病予防のため、定期的な歯科検診の受診を勧奨します。	年度予定通り、広報、有線放送、自治会回覧等で定期的な歯科受診および歯周病検診受診の必要性について、継続した周知啓発を行っています。 また、対面での受診勧奨(母子手帳発行時)や無料券(40歳到達者)の配布などにより健診の周知および勧奨を行っています。受診者数は年々増加しています。	B	すこやか 生活課
歯周病検 診につい ての啓発	歯周病の早期発見・早期治療を行うため、歯周病検診の受診について啓発を行います。			
高齢者の 口腔機能 保持のた めの啓発 等	高齢者が物を嚙んだり飲み込む機能(口腔機能)の低下を予防することや口腔機能の向上を図るため、筋肉を使った体操等の具体的な方法についての普及・啓発に努めます。	歯科衛生士、言語聴覚士等の医療専門職から口腔機能の維持向上について介護予防教室等で啓発を行っています。	B	地域包括 支援セン ター

(ウ) 障害のある人や要介護者に対する歯科保健の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
「コラボ にこにこ 歯科保健 事業」に よる歯科 健診・歯 科保健指 導	県・歯科医師会など関係機関と連携し、障害者施設を対象とした「コラボにこにこ歯科保健事業」を継続し、歯科健診や歯科保健指導を実施します。	自立支援協議会の定例会を活用し、すこやか生活課歯科衛生士より「歯科保健事業」の周知を行っています。 「コラボにこにこ歯科保健事業」を活用した歯科保健指導・歯科検診の実施を行う事で、歯科受診がし難い方に対する歯科保健の推進を図っています。	A	障害福祉 課
		コラボにこにこ歯科保健事業における集団歯科保健事業については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっているが、例年の自立支援協議会での啓発により、守山市内の事業所や放課後デイサービス等で健康教育を実施しています。 「もりやま障害福祉のしおり」、広報等において、障害のある人が受診できる歯科医療機関について情報提供しています。	C	すこやか 生活課

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
在宅要援護者の歯科保健の推進	在宅要援護者の歯の健康の保持増進を図るため、医療保険制度や介護保険制度との整合を図りつつ、関係機関と連携し在宅における歯科保健の推進を図ります。	毎年度、守山顔の見える会や介護支援専門員向けの研修会において、歯科をテーマとした研修会を開催するとともに、3圏域包括で口腔ケアに関する教室を実施しています。 ホームページなどで「できるだけ最期までお口で食べるための口腔チェックシート」の周知啓発を行っています。	B	地域包括支援センター
		チラシや出前講座を用いて市民への啓発を進めると同時に、研修会等で支援者への啓発を行い、在宅療養者の歯の健康の保持増進を図っています。	B	すこやか生活課

## エ まとめ

「中学1年生でむし歯のない者の割合」は、国が未達成の中、本市では国よりも高い目標値を掲げた上での達成となりました。フッ化物洗口は小学校6年生までの実施ですが、「中学1年生の1人平均むし歯本数」は、本市を含めてフッ化物洗口を実施している市町において少なくなっていることから、その効果が中学生以降も持続しているといえます。

フッ化物洗口の効果でむし歯予防ができて一方、むし歯がないことによって口腔衛生への関心が低くなり、歯肉炎（歯周病）の増加が懸念されるため、中学1年生を対象とした歯科健康教育を実施しています。その結果、「中学3年生の歯肉の有所見率」は目標を達成していますが、青年期からのブラッシングを含むセルフケア（自分の歯は自分で守る）の定着は、将来的な歯周病やう蝕などの歯科疾患の予防に重要であるため、少年期からのフッ化物洗口と一体的な取組として、今後も継続して実施していく必要があります。

「60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合」は、男性は「変わらない(C)」で未達成、女性は目標を達成しています。国の最終評価が「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある(B)」と評価※していることから、さらなる改善を図っていくことが求められるところです。

また、市民アンケートにおいても、定期的に歯科検診等を「受けている」と答えた人が54.5%と目標は達成していますが、約半数にとどまっており、「定期的な歯科受診」「適切なブラッシング方法の定着」といった、これまでの生活習慣を変える（行動変容を促す）取組を行っていくことが求められます。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で直近値を把握できていないものの、統計分析（トレンド分析）を行うことで評価しています。

## (7) 健康診査

### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、健康診査に関する取組を進めています。

#### 基本方向

生涯を通して健康診査を適切に活用し、望ましい生活習慣への軌道修正を行えるよう、生活習慣病や健康診査に関するさまざまな情報提供と受診しやすい体制づくりを進めます。

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 乳幼児の健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠中の異常の早期発見・早期対応</li> <li>● 乳幼児の疾病の早期発見と適切な指導</li> <li>● 乳幼児の発育の確認と適切な保健指導</li> <li>● 乳幼児健診未受診者の全数把握と必要なサービスの提供</li> <li>● 保育園・幼稚園・こども園における、定期的な身体測定・健診の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児健康診査受診率の向上</li> <li>○ 妊娠中に医療にかかっている人を増やす</li> </ul>
② 児童・生徒の健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒の健康診断・身体測定の実施</li> </ul>	
③ 健康診査の推進と強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種健康診査事業の推進</li> <li>● 肺がん検診・COPD 検診の実施</li> <li>● 後期高齢者健康診査事業の推進</li> <li>● 健康診査受診者で事後フォローが必要な人への保健指導</li> <li>● 各種検診の受診率向上のための啓発</li> <li>● 健康手帳を活用した健康管理についての周知</li> <li>● 特定健康診査および特定保健指導の実施</li> <li>● 国民健康保険人間ドック等利用促進等</li> <li>● 介護予防事業へのつなぎ・介護予防に関する情報提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上</li> </ul>
④ がん検診の推進と強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診事業の推進</li> <li>● がん検診要精検者への受診勧奨・未受診者への受診勧奨の徹底</li> <li>● 子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券の発行</li> <li>● がん検診を受けやすい受診環境の整備</li> <li>● がんの早期発見の必要性の啓発の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん検診の受診率の向上</li> </ul>

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が7個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が6個、「変わらない（C）」が0個、「悪化している（D）」が4個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
がん検診受診率 (胃がん) ※1	4.5 %	2.6 %	5.7 (R2) %	50 %	B
がん検診受診率 (大腸がん) ※1	24.6 %	20.3 %	12.8 (R2) %	50 %	D
がん検診受診率 (子宮頸がん) ※1	33.9 %	25.3 %	36.2 (R2) %	50 %	B
がん検診受診率 (乳がん) ※1	21.9 %	22.0 %	29.9 (R2) %	50 %	B
特定健康診査の実施率 ※2	35.7 %	37.9 %	41.1 (R2) %	57 %	B
特定保健指導の実施率 ※2	16.6 %	43.9 %	43.1 (R2) %	57 %	B
4か月児健診の受診率 ※3	96.7 %	99.5 %	99.3 %	現状 維持	A
10か月児健診の受診率 ※3	97.2 %	97.9 %	99.6 %	現状 維持	A
1歳6か月児健診の受診 率 ※3	96.8 %	97.4 %	103.3 %	現状 維持	A
2歳6か月児健診の受診 率 ※3	92.8 %	99.3 %	99.1 %	現状 維持	A
3歳6か月児健診の受診 率 ※3	95.0 %	96.2 %	96.2 %	97.0 %	B
4か月児健診診査対象者 の把握率 ※3	100.0 %	100.0 %	99.5 %	100.0 %	D
10か月児健診診査対象者 の把握率 ※3	100.0 %	100.0 %	99.7 %	100.0 %	D
1歳6か月児健診診査対 象者の把握率 ※3	99.8 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	A
2歳6か月児健診診査対 象者の把握率 ※3	99.8 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	A
3歳6か月児健診診査対 象者の把握率 ※3	99.9 %	100.0 %	97.3 %	100.0 %	D
飛び込み分娩数 ※4	0 人	0 人	0 人	0 人	A

※1：地域保健・健康増進事業報告、※2：特定健康診査・特定保健指導法定報告

※3：乳幼児健康診査、※4：母子健康手帳発行状況・ハイリスク連絡表



## ウ 行政の取組

### (ア) 乳幼児の健康の保持増進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
妊娠中の異常の早期発見・早期対応	妊娠中の異常の早期発見・早期対応を行い、安心して出産が迎えられるよう、妊婦健康診査を実施するとともに、個別相談や妊婦同士が交流できるサロンを実施します。	全ての妊婦に保健師・助産師によるネウボラ面接を行い、早期からの妊婦の状況把握や関係づくりに努めています。 また、妊婦健康診査を推進し、個別相談やマタニティサロンなどを開催することで、妊婦が安心して出産が迎えられるよう支援しています。	A	すこやか生活課
乳幼児の疾病の早期発見と適切な指導	乳幼児の疾病の早期発見と適切な指導を行い、健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査事業を実施します。	乳幼児健康診査の受診率は全ての健診において9割以上であり、乳幼児の疾病や課題の早期発見と適切な指導を行うことで、健康の保持増進を図っています。	A	すこやか生活課
乳幼児の発育の確認と適切な保健指導	母子保健事業(すくすく健康相談や赤ちゃんサロンなど)を通じて、乳幼児の発育の確認と適切な保健指導を行います。	母子保健事業において、参加者のニーズに応じた事業展開ができています。測定会と相談会の別日開催により、乳幼児の発育の確認と適切な保健指導が実施されています。はじめましてサロンではピアサポートにより、地域サロンデビューへの機会となっています。	A	すこやか生活課
乳幼児健診未受診者の全数把握と必要なサービスの提供	乳幼児健診の未受診者について、全数把握に努め、必要なサービスの提供を行います。	未受診者に受診勧奨のハガキを送付したことで、9割を超える受診に繋がっています。 また、未受診者については訪問を実施し、保健師等がフォローを行うとともに、次回の健診の受診勧奨を行っています。 訪問においても確認できない児については関係課と情報共有を行い、把握に努めています。	A	すこやか生活課
保育園・幼稚園・こども園における、定期的な身体測定・健診の実施	保育園・幼稚園・こども園では、園児の健康管理と適切な指導を行うため、定期的な身体測定や健診を行います。	園児の健康保持増進のため、園医や養護教諭との連携のもと健康診断や身体計測を実施しています。	A	保育幼稚園課

(イ) 児童・生徒の健康の保持増進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
児童・生徒の健康診断・身体測定の実施	小・中学校の児童・生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断や身体測定における諸検査の円滑な実施と日常的な保健安全についての指導の充実を図ります。	児童・生徒の健康の保持増進を図るために、内科、歯科、耳鼻科、眼科等諸検査を円滑に実施し、日常的な保健安全についての指導の充実を図っています。	A	保健給食課

(ウ) 健康診査の推進と強化

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
各種健康診査事業の推進	健康増進法等に基づく各種健康診査事業（がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診・歯周病検診・結核検診等）を推進し、市民の健康の保持増進を図ります。	健康増進法に基づき、がん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮頸）、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周病健診、結核検診、COPD 検診、39 歳以下健診、医療保険未加入者検診を実施しています。 各種健（検）診の対象者への個別勧奨や啓発月間に合わせ、市広報やホームページ、安全・安心メール等で周知啓発を行っています。	B	すこやか生活課
肺がん検診・COPD 検診の実施	肺がん検診・COPD 検診を実施し、呼吸器疾患の発見に努めます。	COPD 検診（対象：60、65、70、75 歳）、肺がん検診（40 歳以上）を実施しています。 また、受診率向上に向け、検診の必要性・有用性を記載した啓発チラシを配布しています。	B	すこやか生活課
後期高齢者健康診査事業の推進	後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、後期高齢者健康診査事業を推進し、健康の保持増進を図ります。	後期高齢者健康診査対象者に健康診査を実施しています。 また、令和 3 年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施により、健診後のフォローも行っています。	B	すこやか生活課
健康診査受診者で事後フォローが必要な人への保健指導	健康診査受診者のうち、事後フォローが必要な人に対して、保健指導を行います。	39 歳以下健診を受診された人の内、保健指導域にある人に対して、保健指導を実施しています。特定保健指導の対象になる前から、生活習慣の改善を指導することで、生活習慣病予防を行っています。	A	すこやか生活課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
各種検診の受診率向上のための啓発	各種検診の受診率向上を図るため、チラシや出前講座、関係機関や関係団体等と連携した啓発を行います。	「わ」で輝く自治会応援報償事業等を活用し、他団体等と連携した啓発を行うなど、健康診査を推進しています。	B	すこやか生活課
健康手帳を活用した健康管理についての周知	健康診査の受診者に対し、健康診査やがん検診等の結果や日々の血圧・体重測定の結果、受診・投薬等の記録ができる健康手帳を活用した、個人が手帳を活用した健康管理や健康づくりに努めることができるよう、広報等を通じて周知を図ります。	健(検)診結果や血圧・体重など日々の健康状態を記録できる健康手帳を配布し、自らの健康保持の活動を記録することで、健康管理の継続に役立てています。	B	すこやか生活課
特定健康診査および特定保健指導の実施	40～74歳の国民健康保険に加入している人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導を行います。	守山市国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査を実施し、健診結果により特定保健指導の対象者となった人へ特定保健指導を行っています。	B	すこやか生活課
国民健康保険人間ドック等利用促進等	国民健康保険人間ドック等利用促進を図るとともに、他病院を対象とした償還払いの助成制度等の利用者の拡大を図ります。	特定健康診査の受診券に人間ドック助成のチラシを同封するなど、助成制度の周知・啓発を行い、制度の利用促進を図っています。 パンフレットをより分かりやすいように内容を変更し、また特定健診受給券送付の際にパンフレットを同封しています。 また、窓口でも国保加入時に人間ドックの件について説明しています。	B	すこやか生活課
介護予防事業へのつなぎ・介護予防に関する情報提供等	介護を必要とする状態となることを予防するため、介護予防事業への参加につなげたり、介護予防に関する情報提供や周知を行います。	高齢者の健康づくり・介護予防について幅広いテーマで出前講座を実施しています。 また、自治会等で健康教育等を行うことで、健康づくりや介護予防の取組を実践できるよう支援しています。	A	地域包括支援センター

(エ) がん検診の推進と強化

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
がん検診事業の推進	市民のがんの早期発見・早期対応を図るため、がん検診事業を推進します。	子宮頸がん検診・乳がん検診においては県内広域化を図り、胃がん検診については内視鏡検査を導入し、医療機関の拡大を図るなど、市民の利便性を考慮して、検診を推進しています。 年度初めに各種がん検診対象者に対して、はがきでの個別勧奨や未受診者への再勧奨、また、啓発月間等に合わせた周知啓発を行っています。 また、年度末年齢が子宮頸がんでは21歳、乳がん検診では41歳の方を対象に無料クーポンを配布しています。	B	すこやか生活課
がん検診要精検者への受診勧奨・未受診者への受診勧奨の徹底	がん検診の結果、精密検査が必要と判定された人に対し、確実に精密検査を受けていただけるよう受診勧奨を行うとともに、未受診者に対する受診勧奨を徹底します。	がん検診の結果、精密検査が必要と判定された人に対し、実施医療機関から精密検査の受診を勧めってもらうよう、精密検査実施医療機関一覧等が記載された用紙を配布しています。精密検査未受診者に対しては、電話等で個別に受診勧奨を行い、要精検受診率の向上に努めています。	A	すこやか生活課
子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券の発行	子宮頸がん検診・乳がん検診については、一定の年齢の人に対して、無料クーポン券を発行し受診率向上に努めます。	年度末年齢が子宮頸がんでは21歳、乳がん検診では41歳の方を対象に無料クーポンを配布するとともに、未受診の者には再勧奨を行っています。 クーポン券と共にナッジ理論に基づいたリーフレットを作成し、受診勧奨を行っています。	B	すこやか生活課
がん検診を受けやすい受診環境の整備	がん検診の委託先の拡大など、がん検診の実施体制を見直すとともに、胃がん検診の内視鏡検査の導入を進め、検診を受けやすい受診環境の整備を図っていきます。	子宮頸がん検診・乳がん検診においては県内広域化を図り、令和元年度からは胃がん検診の胃内視鏡検査を導入しました。 また、胃がん検診の内視鏡検査、肺がん検診は、実施医療機関の拡大を進めました。	A	すこやか生活課
がんの早期発見の必要性の啓発の強化	ピンクリボン運動をはじめ、がんの早期発見の必要性について、啓発を強化するとともに、受診の勧奨を行います。	乳がん検診のお知らせはがきや検診受診後に配布する啓発チラシ、乳幼児健診の保護者向けのチラシにて乳がん検診の重要性や自己触診に関する周知を行っています。また、広報や市ホームページでも啓発や周知啓発を行っています。	B	すこやか生活課

## エ まとめ

P.53の「指標による評価」で評価を行ったがん検診受診率は市が実施するがん検診の受診率であり、市民アンケートでは、乳がん・子宮がん検診受診が35%以上、胃がん、大腸がんが20%以上、大腸がんが10%以上受診をしているとの回答であり、乳がん・子宮がんは前回調査より増加をしている結果でした。また、市で実施している以外の検診を利用されている市民も多いことが調査結果より分かりました。

特定健康診査については、受診率向上のための取組を行うことにより、受診率は「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」でした。個別受診勧奨はがきの送付やあらゆる機会を通じた健診の啓発により、受診率は徐々に向上しています。今後は、新規受診者の確保とともに、一度受診した人が継続的に受診し続ける仕組みづくりや受診をしやすい環境づくりを整えることが重要であると考えられます。なお、市民アンケートでは「定期的な健康診査の受診」については「受けている」が約8割と前回よりも増加をしています。職業別では、会社員・公務員が9割を超えて受診している一方で、自営業や無職では約6割であり、職業による差が大きいことも分かりました。

次に、「特定保健指導の実施率」については、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」となり、これまでの対面や訪問での特定保健指導の他に、WEBシステムを利用した体制を構築した成果と考えられます。利用者からもおむね好評な意見を頂いており、今後も利用者が参加しやすい体制を整え、特定保健指導を実施していきます。

乳幼児健診に係る指標は、概ね目標を達成していますが、4か月児、10か月児、3歳6か月児の健診診査対象者の把握率が「悪化している（D）」ため、健診を受けていない児の実態把握を行う目的で、未健児への健診案内はがきの送付や関係機関との連携、自宅訪問などを実施しています。

## (8) 休養・こころの健康

### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民の休養・こころの健康に関する取組を進めていきます。

基本方向	<p>こころの健康を保つため、休養のすすめやストレスと上手につき合えるよう、啓発を進めるとともに、だれもが相談しやすい体制づくりを進めます。</p> <p>また、うつ病などこころの病気の早期発見・早期対応を進めます。</p>
------	--

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 子どものこころの健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児の生活リズム確立支援</li> <li>● 小中学校の教育相談体制の充実</li> <li>● 児童・生徒の個別課題の対応や支援</li> </ul>	
② 自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出前講座など、多様な機会を活用した啓発</li> <li>● 若年層向けの対策の充実</li> <li>● 自殺未遂者や家族への支援</li> <li>● ゲートキーパー研修の開催</li> <li>● 妊産婦のリスクの把握と早期の支援</li> <li>● 自殺対策講演会の開催</li> <li>● 高齢者や介護者のうつ等による自殺のリスクについての啓発等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺者の減少</li> <li>○ 強いうつや不安を感じている人の割合の減少</li> </ul>
③ こころの健康づくり・精神保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こころの健康等についての正しい知識の周知啓発</li> <li>● こころの健康相談の実施と相談窓口の周知</li> <li>● アルコール問題のある人の相談支援（再掲）</li> <li>● 労働者のメンタルヘルス研修会の実施</li> <li>● 精神疾患に関する知識等の周知・啓発</li> <li>● 精神障がい者家族会会員、断酒会会員等への相談、断酒会等の団体支援等（再掲）</li> <li>● 高齢者のうつや閉じこもりについての普及啓発</li> <li>● うつや閉じこもりの可能性のある人への訪問・相談</li> <li>● 高齢者のいきがづくり</li> <li>● 高齢者の居場所づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少</li> <li>○ ストレスや不満、悩みなどを感じている者の割合の減少</li> </ul>
④ 認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症に関する正しい知識の提供と市民の理解の促進</li> <li>● 認知症予防と地域での見守り・支援体制の構築</li> <li>● 認知症に関する相談窓口や専門機関の周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上（再掲）</li> </ul>

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が1個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が0個、「変わらない（C）」が4個、「悪化している（D）」が2個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
自殺者数 ※1	10 (H22) 人	8 人	10 (R2) 人	現状より減少させ0に近づける	C
自殺率（人口10万人あたり）※1	13.02 (H22) 人	9.91 人	11.88 (R2) 人	現状と比べて減少	A
気分障害で治療中の人数 自立支援医療（精神障害者 通院医療費公費負担）受給者数 ※2	439 (H22) 人	340 人	1,003 (R2) 人	増加させない	D
睡眠による休養を十分に 取れていない者の割合（男性）※3	22.9 %	— %	27.1 (R4) %	18.7 %	C
睡眠による休養を十分に 取れていない者の割合（女性）※3	23.4 %	— %	32.5 (R4) %	19.1 %	D
1か月間にストレスや不満、 悩みなどを感じている者の割合（男性）※3	65.8 %	— %	67.1 (R4) %	59.2 %	C
1か月間にストレスや不満、 悩みなどを感じている者の割合（女性）※3	76.4 %	— %	76.6 (R4) %	68.7 %	C

※1：南部健康福祉事務所事業年報、※2：自立支援医療受給者証交付件数

※3：市民アンケート

## ウ 行政の取組

### (ア) 子どものこころの健康の保持増進

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
乳幼児の生活リズム確立支援	乳幼児健康診査や個別相談を通して、乳幼児が良質な睡眠を確保し、規則正しい生活リズムが確立できるよう支援します。	乳幼児健診や個別相談にて、保護者の生活状況に合わせ、規則正しい生活リズムの指導を行っています。指導を行った対象者については、必要時は継続して指導を行っています。	A	すこやか生活課
小中学校の教育相談体制の充実	県スクールカウンセラー派遣事業と連携しつつ、小中学校の教育相談体制の充実を図ります。	県の状況も踏まえながら、生徒指導担当者会や教育相談担当者会において課題を共有し、各学校での取り組みの推進に繋がっています。また、各関係機関とも情報共有を行い、連携を促進しています。	A	学校教育課

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
児童・生徒の個別課題の対応や支援	小・中学校における学校不適応の要因を分析し、根本的な解決を図るため、教員と連携し児童・生徒の個別課題の対応や支援を図ります。	スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる学校訪問を行っています。難解なケースについては、これまでの対応の確認を行い、今後の方向性を確認しています。また、課題から見える学校体制についてもスーパーバイザーより助言をもらっています。	A	学校教育課

### (イ) 自殺対策の推進

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
出前講座など、多様な機会を活用した啓発	出前講座など、多様な機会を活用し啓発を推進します。	計画的にゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーの養成を図っています。また、対面での講義のほか、守山市公式 YouTube チャンネルでゲートキーパー講座を配信しています。	A	すこやか生活課
若年層向けの対策の充実	自殺対策計画を策定する中、若年層向けの対策を充実します。	自殺対策連絡協議会や庁内での会議を開催し、計画の進捗管理および事業の評価を行いました。 ゲートキーパー研修を小中学校教職員向けに実施し、計8校、226人が参加しました。（R3実績） 市立中学1年生を対象に、夏季休業前にSOSの出し方教育を実施しています。同授業において、相談窓口を記載した定規を配布し、学校・家庭以外の相談先の周知・啓発を行っています。 市立中学2年生を対象に、命の大切さを学ぶ教育を実施しています。	B	すこやか生活課
自殺未遂者や家族への支援	自殺未遂者や家族に対し、関係機関と連携し、相談窓口のちらしを配布するなど、支援を行っています。	保健所と連携を図り、本人の同意を得るなか、未遂者に対する相談支援を行っています。 複合的な課題を持つケースに対しては、関係機関から対象者の情報収集、必要なサービスの情報提供を行う中で支援しています。 ケースの積み上げから、自殺の実態の把握・分析を進めています。	A	すこやか生活課
ゲートキーパー研修の開催	ゲートキーパー研修を開催し、ゲートキーパーを増やして、早期発見と支援に努めます。	計画的にゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーの養成を図っています。また、対面での講義のほか、守山市公式 YouTube チャンネルでゲートキーパー講座を配信しています。	A	すこやか生活課



事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
妊産婦のリスクの把握と早期の支援	母子健康手帳交付時の問診票や新生児訪問等の母子保健事業を通じて、妊産婦のリスクを把握し早期に支援できるように努めます。	母子健康手帳交付時に全妊婦に対し、ネウボラ面接を実施し、妊婦の心身の健康状態や既往歴・現病歴からリスクを把握し、電話相談・訪問・医療機関の連携等、妊娠期から支援を行っています。 また、ネウボラ面接時に精神疾患の把握が難しかったため、問診票の見直しを行いました。 新生児訪問において、産婦の EPDS 問診票や育児状況からリスクを把握し、電話や訪問、相談会で継続訪問を行っています。	A	すこやか生活課
自殺対策講演会の開催	すこやかまちづくり行動戦略の市民啓発事業として、こころの健康づくり、自殺予防を推進するため、自殺対策講演会を開催します。	こころの健康の保持増進や正しい知識の普及啓発のために、令和元年度まで年1回の講演会を実施しました。令和2年度からは、若年層への効果的な啓発の方法として、中学2年生に対して自己肯定感を高めることを目的に命の大切さを学ぶ教育を実施しています。	A	すこやか生活課
高齢者や介護者のうつ等による自殺のリスクについての啓発等	研修や講座の開催等により、高齢者や介護者のうつ等による自殺のリスクについての啓発や介護者支援を行います。	各圏域地域包括支援センターが訪問活動や事業等の機会を活用し、相談支援を行うことで、うつ等の早期対応・介護者負担の軽減を行っています。介護認定調査項目の「徘徊」「外出して戻れない」「昼夜逆転」「介護に抵抗」「一人で出たがる」「感情が不安定」「集団への不応」にチェックが入った要介護者家族等を対象に、訪問等を行い介護負担やストレス度の把握および相談支援に努めています。	B	地域包括支援センター

(ウ) こころの健康づくり・精神保健対策の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
こころの健康等についての正しい知識の周知啓発	こころの健康の保持増進や自殺・精神疾患についての正しい知識を、講演会や健康教育で周知啓発を行います。	令和元年度まで年1回の講演会を実施しました。 令和2年度からは、若年層への効果的な啓発の方法として、中学2年生に対して自己肯定感を高めることを目的に命の大切さを学ぶ教育を実施しています。	A	すこやか生活課

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
こころの健康相談の実施と相談窓口の周知	こころの健康相談の実施と相談窓口の周知を図り、メンタルヘルスの問題や引きこもりの方等の早期支援につなげます。	うつ病や精神疾患などのこころの健康づくりに関する相談を、訪問・電話・面談等により行っています。 また、令和3年度からは新しい生活様式にあった相談方法として、非対面型の相談(オンライン相談)を開始しました。	A	すこやか生活課
アルコール問題のある人の相談支援(再掲)	アルコール問題のある人に対して、関係機関と連携を図り、相談支援を行います。(再掲)	年2~3件程のアルコールに関する健康相談があり、断酒会の情報提供やかかりつけ医等との連携を行いながら相談支援を行っています。 相談窓口一覧のチラシの中に、アルコール関連の相談窓口を記載し、関係施設に配布・市のホームページで啓発しています。	B	すこやか生活課
労働者のメンタルヘルス研修会の実施	商工会議所や事業所と連携し、労働者のメンタルヘルス研修会を実施します。	メンタルヘルスに関する啓発DVDや、メンタルヘルス不調の原因となりうるハラスメント・コロナ差別の防止に関する啓発DVDの貸出を行っています。 コロナ差別やコロナ禍に起きるハラスメントに関する研修会を開催しています。 臨床心理士による毎月第3火曜日の悩み相談を継続して実施しています。	C	商工観光課
		企業人権協議会での啓発チラシの配布や商工ジャーナルを通じ、こころの健康づくりに関する啓発、相談窓口の周知を行っています。	D	すこやか生活課
精神障がい者家族会会員、断酒会会員等への相談、断酒会等の団体支援等(再掲)	精神障がい者家族会会員、断酒会会員等への相談支援やメンタルスマイル、断酒会等の団体支援を行うとともに、支援を必要とする人に対して各種団体の周知を図ります。(再掲)	精神障がい者家族会会員・断酒会会員等への相談支援やメンタルスマイル・断酒会等の団体支援を行うとともに、ケース対応や『もりやまの障害福祉のしおり』を活用して、広く断酒同友会の活動の周知を行いました。	A	障害福祉課
高齢者のうつや閉じこもりについての普及啓発	高齢者のうつや閉じこもりについて普及啓発を図るため、出前講座や健康教育を実施します。	うつ・閉じこもり予防について出前講座を実施しています。 また、新型コロナウイルス感染症の影響で、通いの場の活動自粛によるフレイルの進行を予防するため、DVDの配布や、市公式Youtubeの活用周知に努めています。	A	地域包括支援センター

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
うつや閉じこもりの可能性のある人への訪問・相談	うつや閉じこもりの可能性のある人に対し、保健師等による訪問・相談を実施します。	保健師等による訪問、相談活動により、うつや閉じこもり状態にある高齢者を把握し、必要なサービス利用等を支援しています。 また、民生委員児童委員定例会に出席し、地域の高齢者の状況把握を行っています。	A	地域包括支援センター
高齢者のいきがづくり、居場所づくり	老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等自治会活動を支援することで、高齢者のいきがづくりを進めます。 高齢者の居場所づくりを行い、閉じこもりやうつ病等の予防を図ります。	守山アクティブシニア倶楽部（守山市老人クラブ連合会）が行う事業の経費に対して補助金を交付し、高齢者の健康づくり、いきがづくりを推進しています。 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数が減少している自治会等のサロン再開支援として、新たに衛生用品の購入費用の助成を行っています。	B	長寿政策課

#### (エ) 認知症対策の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
認知症に関する正しい知識の提供と市民の理解の促進	小・中学校や地域・事業所での認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症に関する正しい知識の提供と市民の理解を促進します。	・認知症サポーター養成講座(平成18年度から)(上級編) 延べ 433回 19,530人 (小学校、自治会、警察、タクシー会社等) ・みまも〜り〜♡隊員養成講座(平成27年度から) 延べ26回 2,145人 (中学校、自治会、警察、健康推進員等)	A	地域包括支援センター
認知症予防と地域での見守り・支援体制の構築	認知症予防とともに、地域での見守り・支援体制の構築を進めます。	認知症サポーター養成講座、みまも〜り〜♡隊員養成講座を開催しています。 また、地域の会議やサロン等に出向き、自治会長、民生委員・児童委員等の地域支援者との関係づくりを行っています。 更に認知症カフェ・みまも〜り〜カフェ、もの忘れチェックを行っています。	B	地域包括支援センター
認知症に関する相談窓口や専門機関の周知啓発	認知症(若年認知症含む)に関する相談窓口や専門機関について、周知啓発を行います。	認知症初期集中支援チームによる地域・通いの場へのアプローチを実施しています。 認知症相談窓口チラシを配布することで啓発を行っています。	B	地域包括支援センター

## エ まとめ

児童・生徒への支援がスムーズに行えるよう、令和2年度より学校教育課と月1回のケース連絡会を実施しています。また、児童・生徒が、困難に直面したときに周囲の大人に助けを求めることができるよう、中学1年生に対して、SOSの出し方教育を実施しています。今後も、児童・生徒に対してメンタルヘルス予防教育を継続すること、また、子どもが助けを求める声を大人が受け止めることができる体制の整備を進めていくことが求められます。

また、自殺防止に関する相談体制として、従来の訪問・電話・面談に加え、オンライン相談や国・県によるSNS相談を案内するなど、様々な手段の相談について周知し、相談者が相談機関に繋がりやすくなるように取り組みました。また、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、市広報、ホームページ、安全・安心メールに加え、医療機関、薬局、公共施設など関係機関でのリーフレットの配布、駅前でのポスター掲示、研修会を通じた相談窓口の周知に努めました。

女性や若者で自殺者数が増加していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大によるこころの相談件数が増加していることについて実態把握に努めました。引き続き、地域の関係機関とのネットワーク連携を図るため、自殺対策連絡協議会や定期的なケース共有会の開催、ケース会議などによる意見交換を行うとともに、民生委員・児童委員などの地域の支援者と連絡・調整を行うことで、保健・医療・福祉・教育・労働・法律など様々な分野のネットワークづくりを推進していきます。

また、国において、睡眠による十分な休養が心身の健康の保持・増進において極めて重要であると言われるなか、市民アンケートでは「睡眠による休養を十分にとれていない者の割合」は男性が「変わらない(C)」、女性が「悪化している(D)」となっており、睡眠による休養を十分にとれていない者が多くなっています。「1か月間にストレスや不満、悩みなどを感じている者の割合」は目標を達成しておらず、横ばいで推移しています。ストレスや不満、悩みの内容は仕事内容、自身の健康、経済的な不安が多くなっています。自殺は深刻なこころの悩みにより生じるものであり、こころの負担を少しでも軽くすることで自殺は防止できることを周知啓発し、こころの健康を保つための休養のすすめやストレスと上手につき合える方法などを啓発するとともに、だれもが相談しやすい体制づくりが求められます。

## (9) いきがい・ふれあい

### ア 基本方向と取組の体系

以下の基本方向のもとで、市民のいきがい・ふれあいに関する取組を進めています。

<b>基本方向</b>	年齢や障害・病気の有無などにかかわらず、市民だれもがいきいきとした生活を送ることができるよう、居住地域への関心を高めるとともに、健康づくりや支え合い、助け合いの地域活動への参加を促進します。
-------------	---

【施策項目】	【取組】	【施策項目に対応する指標】
① 児童の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園と地域の交流を通じた児童の健全育成</li> <li>● 青少年団体の育成</li> <li>● 地域あげての活動や体験活動の機会の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 何らかの地域行事や活動に参加したことのある人の増加</li> <li>○ この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合の増加</li> <li>○ ボランティア登録数の増加</li> <li>○ 地域の憩いの場の増加</li> <li>○ 困ったときに頼れる人が近所にいると思う人の増加</li> <li>○ 高齢者が暮らしやすいと思う人の増加</li> </ul>
② 高齢者のいきがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者のいきがい等活動の促進</li> <li>● 高齢者のいきがいづくり、居場所づくり等の支援</li> <li>● 高齢者のいきがいづくりと社会参加の拡大</li> <li>● 支え合いのまちづくりのための協議体の活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困ったときに頼れる人が近所にいると思う人の増加</li> <li>○ 高齢者が暮らしやすいと思う人の増加</li> </ul>
③ 世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園や幼稚園・こども園での、地域の高齢者との交流の推進</li> <li>● いきいき活動ひろばの、多世代交流の場としての活用等</li> <li>● 公民館活動の推進</li> <li>● 総合型地域スポーツクラブの活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困ったときに頼れる人が近所にいると思う人の増加</li> <li>○ 高齢者が暮らしやすいと思う人の増加</li> </ul>
④ 障害のある人のいきがいやふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「もりやま福祉フェア」の開催</li> <li>● サマーホリデー事業の推進</li> <li>● 障害のある人の休日の居場所づくり</li> <li>● 家族間の交流や居場所づくりの促進</li> <li>● 障害のある子どもの放課後の居場所づくり</li> <li>● 個別支援計画による乳幼児期から就労期までの継続的な支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある人が暮らしやすいと思う人の増加</li> </ul>
⑤ 交流拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会館等の開放とバリアフリー化</li> </ul>	—

## イ 指標による評価

目標値のうち、「目標値に達した（A）」が6個、「現時点では目標値に達していないが改善傾向にある（B）」が0個、「変わらない（C）」が2個、「悪化している（D）」が8個となっています。

指標	当初実績値 (H23)	中間実績値 (H28)	直近値 (R3)	目標値 (R4)	評価
何らかの地域行事に参加したことがある人の割合 ※1	89.3 (H22) %	— %	60.8 %	増加傾向	D
この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合 ※2	16.1 (H21) %	17.2 (H27) %	9.5 (R1) %	20.0 %	D
いきがい活動ポイント事業参加者数（登録者数） ※3	55 (H24) 人	320 人	290 人	増加傾向	A
いきがい活動ポイント事業参加者数（延べ活動数） ※3	729 (H24) 人	2,595 人	1,503 人	増加傾向	A
ボランティアセンター登録数（団体） ※4	74 (H24) 団体	69 団体	61 団体	増加傾向	D
ボランティアセンター登録数（個人） ※4	24 (H24) 人	42 人	15 人	増加傾向	D
子育てサロン開催数等（実施箇所） ※5	31 か所	40 か所	36 か所	増加傾向	A
子育てサロン開催数等（実施回数） ※5	404 回	596 回	484 回	増加傾向	A
子育てサロン開催数等（参加者数） ※5	8,457 人	10,908 人	5,701 人	増加傾向	D
子育てサロン開催数等（ボランティア数） ※5	1,661 人	2,502 人	1,254 人	増加傾向	D
すこやかサロン開催数等（実施箇所） ※5	75 か所	74 か所	52 か所	増加傾向	D
すこやかサロン開催数等（実施回数） ※5	502 回	953 回	652 回	増加傾向	A
すこやかサロン開催数等（参加者数） ※5	9,025 人	16,328 人	9,606 人	増加傾向	A
すこやかサロン開催数等（ボランティア数） ※5	5,345 人	5,605 人	1,809 人	増加傾向	D
困ったときに頼れる人が近所にいると思う人の割合 ※2	56.6 (H21) %	57.8 (H27) %	53.8 (R1) %	70.0 %	C
高齢者が暮らしやすいと思う人の割合 ※2	31.3 (H21) %	35.9 (H27) %	33.3 (R1) %	50.0 %	C

※1：地域福祉計画アンケート、※2：守山市第5次総合計画アンケート

※3：いきがい活動ポイント事業実績、※4：ボランティア登録数

※5：守山市社会福祉協議会年度事業報告

## ウ 行政の取組

### (ア) 児童の健全育成の推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
保育園と地域の交流を通じた児童の健全育成	地域の乳幼児を持つ保護者を対象に、子育て教室の開催や卒園児を招き、園児とのふれあいなど保育園と地域の交流を通じ、児童の健全育成を図ります。	子育て教室では、同年齢の子どもをもつ保護者同士で情報共有をしたり、子どもを通してコミュニケーションをとったりできるリフレッシュの機会となっています。 また、新型コロナウイルス感染症予防対策をしながら未就園事業を行っています。	B	保育幼稚園課
青少年団体の育成	子ども会活動をはじめ、青少年団体の育成事業を推進します。	各社会教育団体の活動に対して補助金等を交付し、支援しています。また、社会教育関係団体連絡協議会の連携の中で、野洲川冒険大会の事業に取り組んでいます。	B	社会教育・文化振興課
地域あげての活動や体験活動の機会の充実	地域での子育て支援の一環として、地域をあげて活動や体験活動の機会を充実します。	遊友ホリデークラブ事業として、自治会や地域団体が連携して、地域の特色を生かした子ども体験活動を実施するように活動奨励金を交付しています。 市内自治会の半数以上が体験活動に取り組んでいます。	A	社会教育・文化振興課

### (イ) 高齢者のいきがいくりの推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
高齢者のいきがい等活動の促進	老人クラブや老人憩いの家、すこやかサロンなど、地域における高齢者のいきがい等活動の促進を図ります。	老人クラブへの補助金交付、すこやかサロン開催支援等を行っています。 また、各学区の2層協議体等への活動支援や令和3年度から開始した「高齢者いきいき活動推進補助金」を行っています。	B	長寿政策課
高齢者のいきがいくり、居場所づくり等の支援	すこやかサロンを継続して開催するなど、高齢者のいきがいくり、居場所づくり等を支援することにより、元気な高齢者の拡大をめざします。	すこやかサロンについて、感染対策を講じたサロン開催ができるよう、令和4年度は衛生用品購入費用の補助を追加し、高齢者の居場所づくり等を推進しています。	B	長寿政策課

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
高齢者のいきがいづくりと社会参加の拡大	いきがい活動ポイント事業を通して、高齢者のいきがいづくりと社会参加の拡大を図ります。	福祉施設等でのボランティア活動を通しての社会参加、介護予防の推進を図ることができた。	A	長寿政策課
支え合いのまちづくりのための協議体の活動支援	地域で自立した生活が送れる状態を維持するため、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で、一般介護予防事業の推進や、介護予防・生活支援サービス事業の推進などを行っています。	令和3年度から「高齢者いきいき活動推進補助金」を開始し、高齢者の主体的な活動に対し補助を行い、健康づくり、生きがいづくり等の推進を図っています。	A	長寿政策課

(ウ) 世代間交流の促進

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
保育園や幼稚園・こども園での、地域の高齢者との交流の推進	保育園や幼稚園・こども園において、地域の高齢者との交流を推進し、子どもが地域の伝統文化や高齢者に対する思いやりの気持ちを学べる機会の充実を図ります。	栽培活動、世代間の交流活動において、地域の高齢者との交流を推進しています。	B	保育幼稚園課
いきいき活動ひろばの、多世代交流の場としての活用等	高齢者のいきがいと健康づくりを進めるため、いきいき活動ひろばを多世代交流の場として、活用や貸館による提供をしています。	いきいき活動ひろばを活用し、高齢者のいきがい、健康づくりを進めるため、各種教室や通いの場の活動を推進しています。	A	地域包括支援センター
公民館活動の推進	市民への学習機会の提供と交流の場として、公民館活動を推進します。	親子ほっとステーション、地域教育学級、公民館講座を各地区公民館で実施しています。 新型コロナウイルス感染症の対策として、人数制限や手法を工夫しながら可能な限り事業を開催するように努めています。	B	社会教育・文化振興課



(エ) 障害のある人のいきがいやふれあいの推進

事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価	所管課
「もりやま福祉フェア」の開催	共生社会の実現と障害のある人に対する理解を進めるため、障害のある人と地域住民等との交流事業として「もりやま福祉フェア」を開催します。	障害のある人と地域住民等との交流事業として「もりやまふれあいフェア」を開催し、市内障害福祉サービス事業所パネルを作成・展示し、広く市民に障害福祉サービス事業所の取組等を紹介しています。	B	障害福祉課
サマーホリデー事業の推進	障害のある児童の居場所づくりの一環として、夏休みにサマーホリデー事業を推進します。	平成30年度まではサマーホリデー事業を実施していたが、放課後等デイサービス事業等のサービスの充実等により見直しを行いました。かねてよりプール利用の希望が多かったため、エコパークのプールを活用した事業を展開し夏季休暇中の余暇支援の充実を図っています。	A	障害福祉課
障害のある人の休日の居場所づくり	障害のある人の休日の居場所づくりとして、サロンの開催を支援します。	市内公共施設等を活用し、障害のある人の居場所作りを推進した。精神障がい者家族会会員等の団体支援を行うとともに、ケース対応や『もりやまの障害福祉のしおり』を活用し広く活動の周知を行っています。	B	障害福祉課
家族間の交流や居場所づくりの促進	障害のある人の家族が参画する福祉団体への支援を通じて、家族間の交流や居場所づくりを促進し、当事者家族の充実を図る。	精神障がい者家族会会員等の団体支援を通じて、家族間の交流や居場所作りを促進するとともに、ケース対応や『もりやまの障害福祉のしおり』を活用し広く活動の周知を行っています。	A	障害福祉課
障害のある子どもの放課後の居場所づくり	障害のある子どもの放課後の居場所づくりとして、放課後等デイサービス事業を引き続き行います。	様々な障害特性に応じた放課後等デイサービスができたことで、ニーズに合わせた支援が可能となり対象児の成長・発達に寄与しています。	B	障害福祉課
個別支援計画による乳幼児期から就労期までの継続的な支援	発達支援センターを中心とした、個別支援計画による乳幼児期から就労期までの継続的な支援を行います。	発達相談では、検査や面談を通して子どもの発達像を見極め、発達段階や特性に応じた支援を保護者や在籍校園の職員が見直す機会としています。 校園において個別支援計画を保護者とともに作成し支援の継続が図られるように、会議や研修会等で働きかけています。 また、個別支援計画を次のライフス	B	発達支援課

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
		テージに引き継ぎ、支援の継続や連携を図るためのツールとして校園を中心に活用されています。		

#### (オ) 交流拠点づくり

事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価	所管課
自治会館等の開放とバリアフリー化	「わ」で輝く自治会応援報償事業を継続し、地域住民のいきがいとふれあいの場として、自治会館等の開放を進めるとともに、高齢者等が参加しやすいよう、バリアフリー化に努めます。	「わ」報償事業にて交流メニューを続けて実施することができ、自治会においてこのメニューを活用した居場所づくりや生きがいづくりの取組等の実施に繋がっています。	B	市民協働課
市民提案型まちづくり支援事業	市民提案型まちづくり支援事業を継続し、市民公益活動団体の自主的、自発的に取り組むまちづくり活動の支援を行います。	市民提案型まちづくり支援事業において、毎年、交流に関わる事業は提案され、その多くが「子育て」関連の事業となっています。	A	市民協働課

#### エ まとめ

市が推進するいきがい活動ポイントについて、参加数は増加し、目標を達成することができましたが、一方で、市民アンケートによる「いきがい活動をしているものの割合」は約半数にとどまっています。新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでの集合形式での出前講座やサロンを中止・延期など、従来の活動が制限されている影響が推察されます。また、「コロナ禍でストレスが増加した要因」を聞いたところ、「外出する機会が減り、気分転換ができなくなったこと」「友人・知人との交流が減ったこと」が上位であり、いきがい活動自体が実施できなかったことも推察されます。

引き続き、いきがい・ふれあい活動はこころと身体の健康づくりにとって重要であることを周知啓発し、いきがい・ふれあい活動への参加を促進します。

### 第3章 総括と今後の方針

#### 1 最終評価を踏まえた方針

「第2次健康もりやま21」の最終評価の結果を踏まえつつ、本市の今後の取組についての方針を以下に示します。

##### (1) 生活習慣病

(成果)

- 国・県と同様に、本市においても健康寿命は延伸しています。
- 糖尿病の発症の増加を一定程度抑制でき、重症化予防も進んでいます。
- 健康づくりの機運醸成や健康意識は向上しています。

(課題)

- メタボリックシンドローム予備群・該当者の割合は増加
- 半数以上の人が糖尿病の治療を継続できていない状況であり、治療継続に向けた支援が求められます。
- 健康づくりの具体的な取組改善には十分に至っておらず、さらなる取組が求められます。

(国の考え方\*)

- 健康づくりを考える上で踏まえるべき社会変化
  - ・ 総人口減少、高齢化の進展、独居世帯の増加
  - ・ 女性の社会進出、多様な働き方の広まりによる社会の多様化
  - ・ あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーションが加速
  - ・ 次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応

(生活習慣病)

- 健康寿命の延伸について
  - ・ 「健康寿命延伸プラン」(令和元(2019)年策定)にそって、令和22(2040)年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指して、各種取組を推進する。
- 生活習慣病の発症・重症化予防
  - ・ 一次予防、二次予防、三次予防の各段階において、切れ目や漏れのない対策が重要である。
  - ・ 引き続き「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」と「健診・検診の受診」の取組を進める。
  - ・ 糖尿病については、患者の高齢化に伴った対策が重要となる。また、糖尿病や肥満症、メタボリックシンドロームに対するスティグマを是正していくことが求められる。
  - ・ メタボリックシンドロームについては中間評価以降、悪化傾向があり、特定健康診査・特定保健指導においてより効果的な戦略を用いることが必要である。

\*国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針(案)、健康日本21(第二次)最終評価報告書よりとりまとめ

##### ▶市の方針

生活習慣病有病者(予備群)は増加し、生活習慣病を起因とする医療費は右肩上がり状況です。健康寿命の延伸を目標として掲げるなか、子どもから高齢者まで、全ての人々が健康的な生活習慣(適度な運動・適切な食生活・禁煙・健(検)診受診)を身に付け、具体的な行動に移せるよう、関係機関・関係団体と連携し、ライフステージ・ライフコースに応じた生活習慣病予防のための取組・啓発を推進していきます。

## (2) 栄養・食生活

(成果)

- 園・学校での給食を通じた栄養の確保と正しい食生活習慣の確立を図りました。
- 第2次守山市食育推進計画が進める食育推進事業とともに、食育を推進しました。

(課題)

- 「肥満の割合（20～60代男性）（40～60代女性）」は、国では男性のみ増加傾向のところ、本市は男性、女性ともに増加傾向にあり、さらなる対策が求められます。
- 食(育)への関心は高まっているものの、バランスのとれた食事に気をつけている人の割合や決まった時間に3食食べている人の割合は計画策定時より減少しています。
- 市民アンケートでは「バランスのとれた食事に気をつけている人の割合」は、「青年期」「壮年期」での若い世代で割合が低く、健康無関心層、若い世代をターゲットにした、食を通じた健康づくり、望ましい食習慣を実践できるように、さらなる取組が必要です。

(国の考え方※)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導における肥満者への保健指導を充実させる。
- ・ 女性のやせは、若い世代だけでなく40歳代～50歳代でも一定数おり、フレイル予防の観点からも対策が必要である。
- ・ 多様な社会経済背景やライフスタイルの中でどのような集団に課題が大きいのかの把握を更に進めることが必要である。
- ・ 誰もが自然に健康になれる食生活の実現に向けて、ターゲットに応じた効果的な手法の検討が必要である。とりわけ、外食・中食の「食環境づくり」の充実が求められる。

※国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針（案）、健康日本21（第二次）最終評価報告書よりとりまとめ

### ▶市の方針

食(育)への関心は高まっているものの、バランスのとれた食事に気をつけている人の割合や決まった時間に3食食べている人の割合は計画策定時より減少し、また、健康無関心層や若い世代をターゲットとした取組の強化が課題であるなか、ライフスタイルの多様化や新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式を踏まえ、市民が健康的な食生活を選択し、実践できるような施策を展開していきます。

### (3) 身体活動・運動

(成果)

○「日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合」は、20～64歳については、本市は改善傾向にあり、取組の成果が一定みられます。

(課題)

○約半数は運動習慣がなく、運動習慣の形成に向けた支援が求められます。  
○65～69歳の「日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合」は、男性が悪化しており、身体活動・運動を定着化する取組が求められています。  
○「ロコモティブシンドロームを認知している人の割合」は、目標とする80%を大きく下回っており、高齢者の心身機能の低下を防止するためにもさらなる普及啓発が重要です。

(国の考え方※)

- ・身体活動を計測できるウェアラブルデバイスやアプリケーションが数多く開発されており、これらを活用した身体活動推進に取り組んでいく。
- ・若年女性層に運動習慣のない人が多いことから、この層をターゲットに含んだ取組を展開する。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の取組において、運動の奨励に取り組む。
- ・新たな課題として座位行動に取り組む必要があると考えられる。「座位行動」という用語を普及させるとともに、健康のために座位行動時間を減少させることの重要性を啓発する。(車いす利用者や整形外科等の疾患を有する人に配慮しながら啓発活動を展開する)

※国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針(案)、健康日本21(第二次)最終評価報告書よりとりまとめ

#### ▶市の方針

運動習慣者の割合の増加や運動しやすい環境の整備に取り組むことが、生活習慣病の予防や社会生活の質を向上させ、健康寿命の延伸に繋がることから、急速な高齢化の進展やライフスタイルが多様化するなか、気軽に身近に誰もが、身体活動・運動に取り組むことができる機会を提供していきます。

#### (4) たばこ

##### (成果)

- 「成人の喫煙率」は低いものの、横ばいで推移
- ネウボラ面接時に喫煙の影響や禁煙の必要性を妊婦や夫（パートナー）に対して説明しており、妊婦の喫煙率は低下しています。
- 「COPD の認知度」は、市独自で実施している COPD 検診の成果もあり、約半数を超え、国を大幅に上回っています。

##### (課題)

- 禁煙希望者への支援が求められます。
- 「喫煙が健康に悪い影響があると思っている人の割合」は、健康に影響のある項目の認知度別にみると、認知度が低い項目もあり、妊娠出産に係る項目では悪化しています。
- 妊婦の喫煙率はゼロではないため、継続した取組が必要です。

##### (国の考え方※)

- ・ 「たばこ規制枠組条約」の趣旨に基づいたたばこ税率の在り方に対する更なる検討、たばこ製品の警告表示に対する規制を組み合わせる強力に進める。
- ・ 受動喫煙の防止にむけ、「改正健康増進法」の法律の遵守状況のモニタリング、違反者の取り締まりができる体制の整備、努力義務となっている家庭や屋外での受動喫煙の曝露の低減に向けた取組の推進。

※国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針（案）、健康日本 21（第二次）最終評価報告書よりとりまとめ

##### ▶市の方針

成人の喫煙率は低い傾向にあるものの、「喫煙が健康に与える悪い影響の認知度」は、依然として低い状況にあります。未成年者や成人、妊婦などあらゆる世代の喫煙率の低下・受動喫煙の防止は、本人の健康はもとより、周囲の健康、また次世代の健康の確保に寄与することから、引き続き、喫煙防止と喫煙しない環境づくりを推進していきます。

## (5) アルコール

### (成果)

- 妊娠中のアルコール摂取については、ネウボラ面接等を通じた啓発で減少しています。

### (課題)

- 適正飲酒の啓発を保健指導など様々な機会を捉えて実施しているものの、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」は、男性で変わらない、女性で増加しており、さらなる普及啓発が求められます。
- 「未成年者の飲酒（男性）」が一定数おり、未成年に対する飲酒防止の普及啓発が必要です。
- 妊娠中のアルコール摂取者がゼロにはなっておらず、継続した取組が重要です。

### (国の考え方※)

- ・ 保健指導の現場での減酒支援実施の促進及び一時的多量飲酒のリスクや生活習慣病のリスクを高める量に関する知識の普及啓発活動を推進する。
- ・ 特に未成年者の飲酒防止や女性の適正量を超えた飲酒の予防等の活動を行っていく。
- ・ 酒類業界において、アルコール飲料の広告・表示等における自主的な取組を引き続き推進する。

※国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針（案）、健康日本 21（第二次）最終評価報告書よりとりまとめ

### ▶市の方針

アルコールは様々な健康障害(肝機能障害・高血圧等)と関連が深く、国が推進する第3期がん対策基本計画においては、予防可能なリスク要因の一つとして、過剰飲酒が挙げられています。

アルコール対策を推進することで、がん患者や生活習慣病患者の減少を目指すとともに、引き続き、未成年・妊婦の飲酒をなくすための啓発を推進します。

## (6) 歯と口腔の健康

### (成果)

- 中学1年生でむし歯のない者の割合は目標を達成するなど、こどもの口腔機能の保持増進が図れました。
- 市民アンケートの結果では、定期的に歯科健診を受診する者は増加をするなど、歯科口腔保健への関心、高まりが伺えます。

### (課題)

- 「定期的な歯科受診」「適切なブラッシング方法の定着」など、これまでの生活習慣を変える（行動変容を促す）取組の実施が必要です。
- 高齢期における口腔機能の状況評価の適切な評価ができる体制が必要です。
- 障害のある人や要介護者に対しては、歯科口腔保健を推進するために必要な環境整備が求められています。

### (国の考え方※)

- ・ 口腔機能の維持・向上に係る取組は、乳幼児期、学童期では食育、高齢期では介護予防で実施されているが、その他のライフステージでは十分ではなく、各ライフステージに応じたポピュレーションアプローチが必要である。
- ・ 歯周病を有する者は減少しておらず、歯周病の発症・重症化予防への関心を高めるための普及啓発の推進、生活習慣の改善やセルフケアの実践、定期的な歯科健診の受診が重要である。
- ・ 歯科健診の受診率が特に若年層で低いことから、ここをターゲットにした取組が重要である。

※国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針（案）、健康日本21（第二次）最終評価報告書よりとりまとめ

### ▶市の方針

ライフステージに応じた歯科予防の取組を推進し、定期的な歯科受診や適切なブラッシング方法の定着など、歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上に取り組めます。障害のある人や要介護者に対しては、歯科口腔保健を推進するために必要な環境整備を進めます。



## (7) 健康診査

### (成果)

- 従来の対面や訪問による特定保健指導の他に、WEB システムを活用した特定保健指導を行うことで、実施率は改善傾向にあります。今後も対象者が参加しやすい体制を整備することが重要です。
- 乳幼児健診に係る指標は、概ね目標を達成しており、引き続き、対象者が利用しやすいよう事業を推進していきます。

### (課題)

- 市が実施するがん検診の受診率は低位であり、受診率向上に向けた取組が求められます。
- 特定健康診査の受診率は改善傾向にありますが、目標には達しておらず、新規受診者の確保に向けた取組が必要です。

### (国の考え方<sup>\*</sup>)

- ・ がん検診の受診の手続きの簡便化、効果的な受診勧奨方法の開発、職域におけるがん検診との連携等、より効率的・効果的な施策を実施する。
- ・ 特定健康診査・特定保健指導実施率はこの 10 年間に顕著な上昇を認めた。メタボリックシンドロームについては中間評価以降、悪化傾向があり、今後の特定健康診査・特定保健指導においてより効果的な戦略を用いることが必要である。
- ・ 保健指導、予防プログラムへの ICT 活用を普及することが必要である。

※国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針（案）、健康日本 21（第二次）最終評価報告書よりとりまとめ

### ▶市の方針

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、健(検)診の受診控えにより、生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療の遅れが懸念されるなか、あらゆる機会を通じ、健(検)診の必要性を周知徹底し、受診率向上に向けた施策を展開していきます。

## (8) 休養・こころの健康

(成果)

- 「自殺者数」は変わらない、「自殺率」は目標値に抑えられています。
- 児童・生徒へのメンタルヘルス予防教育を推進し、援助希求能力の向上と自尊感情の育成を推進しています。

(課題)

- 「睡眠による休養が十分に取れていない者の割合」は、女性で悪化し、国を上回っており、対策が求められます。
- 「1か月間にストレスや不満、悩みなどを感じている者の割合」は目標値を達成しておらず、横ばいで、仕事内容、自身の健康、経済的な不安が多くなっています。

(国の考え方)

### 国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針（案）、健康日本 21（第二次）最終評価報告書よりとりまとめ

- ・ 生活習慣病とうつ病や不安症が高確率で併存する報告があり、こころの健康と他の分野（循環器疾患、糖尿病、飲酒、食生活・栄養、身体活動・運動、喫煙、歯と口腔の健康など）との連携が求められる。
- ・ ストレスチェックを含め、職場等でのメンタルヘルスに関する措置を受けられる者を増やしていく必要がある。
- ・ 睡眠時間の妨げの原因の解消に向けた「働き方改革」の取組、企業のワークライフバランスのより一層の推進が不可欠である。
- ・ 睡眠時間確保の妨げになっている点についてより具体的な改善方法、より質のよい睡眠を得るための運動等日中の過ごし方等を含めた「処方箋」を年代別に示し、学校や企業等での取組を強化するといったことが求められる。

### 新自殺対策大綱

- ・ 子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化
- ・ 女性に対する支援の強化
- ・ 地域自殺対策の取組強化
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化

### ▶市の方針

こころの相談件数が増加し、また相談内容が複雑・多様化するなか、こころの健康の保持増進が図れるよう、休養やうつ病などについての正しい知識の普及啓発を推進するとともに、関係機関や関係団体と連携し、支援を必要な人が適切な支援が受けられるよう、相談機関の周知啓発に努めます。

## (9) いきがい・ふれあい

(成果)

○ 市民アンケートにおいて、約半数がいきがい活動をしています。

(課題)

○ 市民アンケートにおいて、約3割がいきがい活動をしていません。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の活動が制限され、新しい生活様式を踏まえた活動が求められています。

(国の考え方※)

- ・ 就労、ボランティア、通いの場といった居場所づくりや社会参加の取組に加え、より緩やかな関係性を含んだつながりを各人が持つことができる環境整備を行う。
- ・ 関係省庁と連携し、無関心層が意識せずとも自然に健康になるような、社会全体として個人の健康を支え、守る環境やまちづくりに努めていく。
- ・ 事業所、自治体、保険者等の多様な主体が参加した健康づくりの取組を各地域において一層推進することが必要。
- ・ 地域包括ケア・地域共生社会の一層の推進。

※国民健康増進のための総合的な推進を図るための基本的な方針（案）、健康日本21（第二次）最終評価報告書よりとりまとめ

### ▶市の方針

少子高齢化の進展や疾病構造の変化が進み、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式の実践が求められるなか、子どもから高齢者まで全ての人々がいきがいを持ち、健やかに心豊かに生活することは心と身体健康づくりに重要なことであることから、誰もがいきがい活動ができるよう、環境づくりや情報提供に努めていきます。

## 2 後継計画の策定の考え方（概念図）

### 成 果

- ア 生活習慣病**
  - ・ 糖尿病の増加を一定程度抑制でき、重症化予防も進んだ。
- イ 栄養・食生活**
  - ・ 食への関心は高まり、食育計画とともに食育を進めた。
- ウ 身体活動・運動**
  - ・ 「日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合」は改善傾向。
- エ たばこ**
  - ・ 妊婦の喫煙率は低下している。
  - ・ 「COPDの認知度」は約半数と高く、国を上回っている。
- オ アルコール**
  - ・ 妊婦のアルコール摂取は減少。保健指導等で適正飲酒を啓発。
- カ 歯と口腔の健康**
  - ・ こどもの口腔機能の保持増進が図れた。
  - ・ 歯科口腔保健への関心を高めた。
- キ 健康診査**
  - ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率は改善傾向。
  - ・ 乳幼児健診に係る指標は、概ね目標を達成。
- ク 休養・こころの健康**
  - ・ 自殺率は目標値にまでに抑えることができた。
- ケ いきがい・ふれあい**
  - ・ 約半数の人がいきがい活動を行っている。

### 課 題

- ア 生活習慣病**
  - ・ メタボリックシンドローム予備群・該当者が増加。
  - ・ 糖尿病の治療継続に向けた支援が必要。
  - ・ 健康づくりの具体的な取組改善は不十分。
- イ 栄養・食生活**
  - ・ 男性、女性ともに肥満が増加傾向。
  - ・ 健康無関心層、若い世代をターゲットにした、食を通じた健康づくりが必要。
- ウ 身体活動・運動**
  - ・ 約半数の人が運動習慣がない。
  - ・ リタイア後の身体活動・運動機会の確保が必要。
  - ・ ロコモの認知度が低い。
- エ たばこ**
  - ・ 禁煙希望者への支援。受動喫煙防止の徹底。
  - ・ 喫煙の健康への悪影響の認知度が低い項目もあり、妊娠出産に係る項目は悪化。
  - ・ 妊婦の喫煙率をゼロにする必要がある。
- オ アルコール**
  - ・ 生活習慣病を高める量の飲酒者は、男性で変わらない、女性で増加。
  - ・ 妊婦のアルコール摂取をゼロにする必要がある。
  - ・ 未成年に対する飲酒防止の普及啓発が必要。
- カ 歯と口腔の健康**
  - ・ 定期的な歯科受診、適切なブラッシングなどの生活習慣を変える（行動変容を促す）取組の実施が必要。
  - ・ 歯科口腔保健を推進するために必要な環境整備。
- キ 健康診査**
  - ・ がん検診の受診率は低位。特定健康診査の受診率は目標未達成。
- ク 休養・こころの健康**
  - ・ 「睡眠による休養が十分に取れていない者の割合」は、女性で悪化し、対策が必要。
  - ・ 仕事内容、自身の健康、経済的な不安がある人が多い。
- ケ いきがい・ふれあい**
  - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来の活動が制限され、約3割はいきがい活動を出来ていない。

### 今後の方針

- ア 生活習慣病**
  - ・ ライフステージ・ライフコースに応じた生活習慣病予防のための取組・啓発を推進する。
- イ 栄養・食生活**
  - ・ 市民が健康的な食生活を選択し、実践できるような施策を展開する。
- ウ 身体活動・運動**
  - ・ 気軽に身近に誰もが、身体活動・運動に取り組むことができる機会を提供する。
- エ たばこ**
  - ・ 禁煙/受動喫煙防止と喫煙しない環境づくりを推進する。
- オ アルコール**
  - ・ 未成年者/妊婦のアルコール摂取をゼロにする。
  - ・ がん、生活習慣病のリスク低減のため、アルコール対策を推進する。
- カ 歯と口腔の健康**
  - ・ 幼少期からのフッ化物洗口とブラッシングを一体的な取組として実施する。
  - ・ オーラルフレイルへの対策を推進する。
- キ 健康診査**
  - ・ 健(健)診の必要性の周知徹底する。
  - ・ 健(健)診の受診率向上の施策を展開する。
- ク 休養・こころの健康**
  - ・ 休養やうつなどについての正しい知識の普及啓発を推進する。
  - ・ 支援を必要な人が適切な支援が受けられるよう、相談機関の周知啓発に努める。
- ケ いきがい・ふれあい**
  - ・ 新しい生活様式を踏まえた「いきがい・ふれあい活動」できる仕組みづくりを推進する。

### 国民の健康の推進に関する基本的な方向

- 健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- 個人の行動と健康状態の改善
- 社会環境の質の向上
- 胎児期から老齢期に至るまで人の生涯を掲示的に捉えた健康づくり（ライフコース）

後継計画へ

## 参考「次期国民健康づくり運動プラン(令和6年度開始)策定専門委員会 資料」

国では、令和4年12月26日に第5回の「次期国民健康づくり運動プラン(令和6年度開始)策定専門委員会」を開催し、その資料として「国民の健康の増進を図るための基本的な方針 骨子(案)」を示しています。併せて、「これまでの資料のまとめ」として次期プランのビジョンと方向性を以下の通り示しています。

次期プランのビジョン(案)	第5回 次期国民健康づくり運動プラン (令和6年度開始) 策定専門委員会	参考 資料 2
	令和4年12月26日	

